

平成13年第4回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成13年9月6日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(15名)

1番	森河昌之	2番	小野隆雄
3番	村中政昭	4番	山本直子
5番	松田正	6番	中西和夫
7番	野呂民平	8番	里川宜志子
10番	西谷剛周	11番	萬里川美代子
12番	中川靖広	13番	喜多郁子
14番	浅井正八	15番	木田守彦
16番	吉川勝義		

---

1, 欠席議員(1名)

9番 松村健一

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 小野美枝子 係長 上埜幸弘

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	池田善紀
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
監査書記	藤原伸宏	住民生活部長	中井克巳
福祉課長補佐	寺田良信	健康推進課長	西田哲也
環境対策課長	清水孝悦	住民課長	阪野輝男
都市建設部長	鍵田徳光	建設課長	堤和雄
観光産業課長	杉本正二	都市整備課長	藤本宗司

教委総務課長 清水 建也 生涯学習課長 水田 美文  
上下水道部長 辻 善次 上水道課長 御宮知 恒夫  
下水道課長 田口 好夫

---

## 1. 議事日程

日程 1. 一般質問

### 〔1〕5番 松田議員

1、市町村合併をめぐっての現状の認識と対応、将来を展望した自治体のあり方について問う。

### 〔2〕10番 西谷議員

- 1、峨瀬自治会集会所建設反対に対し「斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要項」の第1号様式の不備を以前にも指摘したが、その公文書に対する町の責任は。
- 2、「斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要項」第1号様式を町が受理したことにより、集会所工事着工となり、問題を残したまま工事が中止され、現在に至っているが、町として今後どのように行政指導し、どんな形で対処するのか。
- 3、斑鳩バイパスと都市計画道路法隆寺線の進捗状況について問う。
  - ・事業区域内の用地買収はどの程度進んでいるのか。
  - ・土地開発公社の用地取得はどのような事務手続で行うのか。
  - ・斑鳩バイパスと都市計画道路法隆寺線の代替用地はどれくらい確保しているのか。
  - ・来年度の工事着工予定は。
- 4、白石畑地区のNTTドコモの電波塔設置について地元住民に電波障害の被害があると聞くが、町は把握しているか。

### 〔3〕12番 中川議員

- 1、学校等の建造物の危険箇所についてお尋ねします。
- 2、学校等の安全対策についてお尋ねします。
- 3、高齢者の入浴事故についてお尋ねします。
- 4、斑鳩町の正午に鳴る、サイレンについてお尋ねします。

### 〔4〕13番 喜多議員

- 1、青少年問題について
  - ①青少年とは県の青少年健全育成条例に基づく18歳未満の者を称して

います。少年法は、14歳未満の者が犯罪を犯した場合において適用されます。

そして現在最も多発している万引き、傷害事件等刑法に触れる行為をした犯罪少年、刑法以外の例えば、覚せい剤取締法、毒物及び劇物取締法違反や条例等の特別法に違反した特別法犯少年等様々な非行少年については今、深刻な社会問題として取り上げられております。

そこで過去1年間平成12年度の西和署管内の少年非行等、検挙された件数をお聞かせ下さい。なお、斑鳩町内の件数もあわせてお聞かせ下さい。

②校内暴力、いじめ、又不登校といった問題になる状況について、県教育委員会はその概要を明らかにしました。

斑鳩町の小学校、中学校ではそのような問題は発生していないのかお聞きしたい。

## 2、教科書採択の状況について

①第2採択地区協議会の委員名をお聞かせ下さい。

②協議会の開催日とその経緯について

③採択された教科書の使用学年と出版社名

④教科書を使用する斑鳩町立小、中学校の児童生徒数

⑤採択について、新学習指導要領をどのように考慮して選定されたのか。

## 〔5〕7番 野呂議員

1、(仮称)総合福祉会館の建設計画ははたして町民本位か問う。

①建設場所はどこか。なぜこの場所か。

②用地面積は。

③用途制限(建ぺい率、容積率など)は。駐車場スペースは。

④社協や保健センターなど、どんな業務、課が入るのか。

⑤土地所有者は何人で、その氏名とどの地域の人か。又その中に、助役や前助役が入っているという噂があるが事実か。

⑥地域消防第2分団詰所建設の借地に対して私は反対したが、用地は買収か、借地か。

イ、各人別借地面積は。

ロ、個人別年間借地料と全体は。

ハ、借地料の計算根拠、方法は。

2、小城町政は4期16年間を終え、さらに町長は5期目出馬を表明致しました。当町ではかつてない長期政権を目指すわけですが、そこで伺います。

- ① 4期16年を終えて、し残して、さらに4年間で、ぜひこの事をした  
いと考えている案件は何か伺います。
- ② 高齢化、少子化はもちろん、長期不況でリストラによる劣悪な労働条  
件、長時間労働、首切り、倒産で健康、医療、福祉の生きていく上で  
の不安に対して、どう公約し、対処する考えか伺いたい。
- ③ 4期16年間の行財政運営上、自ら反省すべき点があるとなれば何か  
伺いたい。
- ④ 町長は斑鳩市構想を打ち出しているが、合併の問題点をどのような点  
と考えているか、又生駒郡の他の町長は賛意を表しているのか伺いた  
い。

〔6〕 4番 山本議員

1、保育所の入所定員の考え方について

保育所への入所希望者が増えているようだが、どう考えているのか  
。

2、学校基本調査について

学校基本調査の斑鳩町のまとめはどうか。その調査結果から、斑鳩  
町としての問題は何かと伺っているか。

3、小学校・中学校で男女混合名簿を導入する考え方について

- ・ 県の混合名簿についての考え方
- ・ 県の調査があったと思うが、どんな回答をしたのか。

4、外国人職員の従事する職に関する要項についての考え方、県の考え  
方をふまえ、見直すべき点はありますか。

5、出前講座について

- ・ メニューはどのくらい準備しているのか。
- ・ 実績はどうか。
- ・ 土、日などの日程を希望される場合の考え方はどうか。

〔7〕 6番 中西議員

「ISO」の認証取得について

- ・ 今後の取り組み方について
- ・ 取得の範囲は

## 公共施設の管理について

- ・一部老朽化している施設が見受けられるが

### 〔8〕 11番 萬里川議員

1、文部科学省では、2001年を教育新生元年と位置づけ21世紀教育新生プラン、7つの重点戦略をとおし、教育改革を行おうとしています。

- ①わかる授業で基礎学力の向上を図ります。
- ②多様な奉仕・体験活動で心豊かな日本人を育みます。
- ③楽しく安心できる学習環境を整備します。
- ④父母や地域に信頼される学校づくりを行います。
- ⑤教える「プロ」としての教師を育成します。
- ⑥世界水準の大学づくりを推進します。
- ⑦新世紀にふさわしい教育理念を確立し、教育基盤を整備します。

斑鳩町では教育改革への基本的な考え方と具体策をお聞かせ下さい。

2、6月度に引き続き、子育て支援の1つである乳幼児医療費無料化の拡大についてお伺い致します。

その後においても、各自治体において、就学前児まで医療費を無料化にしている所が多い。その後の調査・研究の中で、当町としての前向きなお考えをお聞きしたい。

3、(仮称)総合福祉会館建設計画についてお伺いいたします。

先月、8月23日の厚生常任委員会において配布された中に、具体的な平面図が書かれておりましたが、このような計画はどのような先進地を参考にされたのでしょうか。

建設予定地はどこになるのか。その場所を決定された理由はどうしてか。なぜ、借地借家法に基づく建設なのか。岡山県倉敷市にある「くらしき健康福祉プラザ」のような福祉会館が計画出来なかったのかをお聞きいたします。

### 〔9〕 14番 浅井議員

- ① 法隆寺駅舎の建替えについて町の考え方をお尋ねいたします。
- ② 町の施設の管理について
- ③ 三代川改修工事の進捗についてお尋ねいたします。
- ④ 水道管の石綿管は現在どの位使用しているのか、年どれくらい鋳物管に入替えしているのか。

### 〔10〕 8番 里川議員

- 1、・「開かれた学校」と「学校の安全管理」といわれるなか、教育委員会として各学校、幼稚園について、どのように今後の取り組みの方向を示しているのか。
  - ・また同じことが保育所にも言えるが、今後の取り組みについて
- 2、地方分権推進委員会が出した最終報告の「歳入中立」について、今後の方向と町の受け止め方について
- 3、委員報酬について  
各種委員会・審議会・協議会の報酬は定額と日額で支払われているが、その違いとなる根拠と考え方について
- 4、介護保険について
  - ・保険料の減免について
  - ・サービス事業者の評価について
  - ・自作ケアプランについて
- 5、先日起こった26歳と32歳のきょうだいの餓死事件は、今の日本が抱えるいろいろな問題を含んでいるように思えたが、行政の対応はあれしかなかったのか。  
当町としてはどのように考えているか。
- 6、教育三法の改正について
  - ・地方教育行政法にある「指導が不適切な教員」の免職、配置転換について
  - ・教育委員会の構成の適性化について
- 7、総合計画化に基づき、関連した町が策定しているその他の計画についての考え方はどうなっているか。

---

## 1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長(小野隆雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、会議は成立いたします。

なお、松村議員から欠席の通告を受けています。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、5番、松田議員の一般質問をお受けいたします。5番、松田議員。

○5番(松田 正君) 21世紀の地方自治のあり方を抜本的に変革することになるとも考えられます地方分権と、それを有効、効率的に運用するための体制整備の手段として、地方自治単位の規模の見直しの重要性が強調されています。

そこで、私は、きょうの一般質問のテーマを市町村の合併問題に絞って行政当局の見解をただすなど論議を深めていくことができると考えておりますので、よろしく願いをいたします。

まず初めに、市町村合併について、国と県の取り組みが進められ、論議も広がりを見せつつあるように思います。奈良県でも、当該地域で想定される合併パターンを示し、地域懇話会を開くなど合併に向けた取り組みが行われています。そこで、改めて、なぜ市町村合併なのかについての認識をお聞かせいただきたいと思います。

○議長(小野隆雄君) 小城町長。

○町長(小城利重君) まず、1点目として、一般世論として、市町村合併すべきことが国民や民間企業から上がっております。それは、現状の市町村に対する根深い不信感と不況の中で、多くの企業が厳しいリストラを経験する中で、なぜ役所だけが安閑としていられるのかという素朴な反発が、1つには背景があると思います。

2点目として、地方分権社会への対応、このため役所の機能強化をする必要があろうと思います。

3点目として、これまでの地方交付税等を通じて、財政力の乏しい市町村にも最低限の行政サービスを行う行政機能が保障されてきましたが、国、地方を通じて財政危機の時代を迎えて、さきに申し上げてきましたように、手厚いサービスをしていても次第に厳しくなる事態がやってくると思っております。そうなる前に、限られた財源を効果的に使うためには、市町村合併をしてむだな財政支出を極力避けるべきであると考えております。

○議長(小野隆雄君) 5番、松田議員。

○5番(松田 正君) 今、町長から、なぜ市町村合併なのかについて答弁をいただきま

した。

それでは、市町村合併についての基本的な姿勢として、町長は、積極的、意欲的に合併への合意形成に向けた努力を不退転の決意で進めようというふうにお考えになっているのか、それとも合併の基本原則が住民の意向を尊重するという立場に立つならば、住民の動向を最も重視をして判断をしていくべきだというふうにお考えになっているのか、極めて微妙な問題ではありますが、お答えをいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） さきにも申し上げましたように、世論、国、財政などの問題を考えますときに、合併には消極的になる理由は何もないと考えております。また、合併特例法の切れる平成17年以降に何が待っているのか、もしその先に国による強制的な合併が待っているのであれば、特例法の期間内に合併を行うのが、地域の発展のために必要であると考えております。

しかしながら、地域住民や議会の意識形成や意思統一も重要であり、住民の動向を慎重に見極めながら合併を推進してまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 慎重にお答えになっているからかとは思いますが、ちょっと理解がしにくいお答えになっているのではないのかなというふうに思います。

私は、合併問題が今緊急避けることのできない課題であるとして不退転の決意で取り組むのかどうかというふうにお尋ねをいたしました。お答えとしては、合併に何も消極的になる必要はないじゃないかというふうにはね返ってきています。

それでは、合併は積極的にやっぱり推進をしていくべきだというように基本的に考え、そのための具体的な手段をとろうとして今後いこうということになるのかどうかということが、やっぱりこれからの対応として最も重要になってくるんだと私は理解をしています。ところが、その辺については、必ずしも明確にお答えになっていないんじゃないかというふうに受けとめられました。

次に、お答えの中で気になりますのは、合併特例法が期限立法でありまして、平成17年度までとなっています。その期限切れ以降に国が市町村合併を強制的にやれというように迫ってくるかのようなご答弁もあったように思うんですが、そういうことになるのでしょうか。この点についてもう一回お答えをいただきたい、こう思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） いずれにいたしましても、17年3月という期限立法があるわけでございますけれども、私いろいろと新聞、あるいはいろいろと繰る中では、一応17年3月をめどとして、それ以後はそういうことは考えないということでありましてけれど



も、私はますますやっぱり国としても財政的に非常に厳しい。また交付税等についても、平成14年度には1兆円を削っていくというようなことも言われておりますように、かなりそういう点では厳しくなってくる。そういうことを踏まえる中で、一応17年3月という期限立法の中で、ある程度私は整理ができるものは整理されていくと思っておりますけれども、その動向はどうなっていくのか。そこらを十二分に踏まえる中で、17年度以降国がどういう方向づけを示すのか、この辺については非常に慎重にとらえてまいりたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） それでは、8月23日に開催されたと言われております地域懇話会で、合併した場合の財政規模や議員定数など具体的な数字でシミュレーションの結果が県から示されたと言われております。このことについては、我々は、合併論議はいろいろありますけれども、こういった数字の発表が具体的に行われた例がありませんし、我々に示された状況が今までに1回もなかったと思います。でありますから、その内容、あるいは主要な部分について結構でありますから、この場所においてご説明をいただきたい、こう思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 市町村行政体制整備検討懇話会で示された市町村合併に関するシミュレーションにつきまして、王寺周辺広域7町を合併した場合と生駒郡4町を合併した場合に分けて、平成11年度決算ベースに基づきまして、簡単でございますがご説明させていただきます。

まず、財政シミュレーションにつきましては、人口におきましては、斑鳩町2万8,371人に対しまして、王寺周辺7町の合計は15万146人で、王寺周辺7町の平均は2万1,449人となっております。一方、生駒郡4町の合計といたしましては8万1,858人で、生駒郡4町の平均は2万465人となっております。

次に、歳入総額につきましてでございますが、斑鳩町102億5,019万1,000円に対しまして、王寺周辺7町の合計は642億9,387万9,000円で、王寺周辺7町の平均は91億8,484万円となっております。一方、生駒郡4町の合計は358億1,881万9,000円で、生駒郡4町の平均は89億5,470万5,000円となっております。

次に、歳出の総額でございますが、斑鳩町は97億1,260万6,000円に対しまして、王寺周辺7町の合計は617億745万1,000円で、王寺周辺7町の平均は88億1,535万円となっております。一方、生駒郡4町の合計は、340億4,844万7,000円で、生駒郡4町の平均は85億1,211万2,000円となっ

ております。

次に、道路などの公共施設の建設事業に要する投資的経費である普通建設事業費で見ると、斑鳩町25億5,767万8,000円に対しまして、王寺周辺7町の合計は189億6,094万7,000円で、王寺周辺7町の平均は27億870万7,000円となっております。一方、生駒郡4町の合計は104億2,402万1,000円で、生駒郡4町の平均は26億600万5,000円となっております。

次に、地方債許可の制限を判断いたします起債制限比率で見ると、斑鳩町10.6%に対しまして、王寺周辺7町が10.4%、生駒郡4町で11.5%となっております。

次に、地方債残高でございますが、斑鳩町は113億2,777万3,000円に対しまして、王寺周辺7町の合計は778億9,059万5,000円で、王寺周辺7町の平均は111億2,722万8,000円となっております。一方、生駒郡4町の合計は424億4,040万5,000円でありまして、生駒郡4町の平均は106億1,010万1,000円となっております。これを1人当たりで見ると、斑鳩町39万9,000円に対しまして、王寺周辺7町では51万9,000円、生駒郡4町では51万8,000円となっております。

続きまして、職員数についてでございますが、斑鳩町227人に対しまして、王寺周辺7町の合計は1,448人で、王寺周辺7町の平均は207人となっております。一方、生駒郡4町の合計は772人で、生駒郡4町の平均は193人となっております。これら職員数については、類似団体と比較した場合、合併によりまして約1割から2割程度の縮減が図られるものと推測いたしております。

最後に、議会議員の定数では、斑鳩町16人に対しまして、王寺周辺7町の合計は108人で、通常定数は40人以内となっているところでございます。一方、生駒郡4町の場合は61人で、通常定数は36人となります。なお、特例法の適用によりまして、合併後の一定期間に限りまして議員の定数をふやしたり、合併前の市町村の議員が引き続き在任することができるようになっております。こういったことでございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 今、ご説明をいただきましたような内容につきまして、いわゆる具体的な合併案等シミュレーションをもとにした数字による具体的な論議を一般町民の中に、あるいは議会の中で尽くされるようにするためには、その種の資料というのは、参加者だけのものにとどめるのではなくて、広く資料を提示をして、基礎的な合併問題に対する判断資料として配布をされることなどが求められているのではないだろうかという感じがいたします。

そこで、市町村合併の必要性が声高に叫ばれていますけれども、今申し上げましたように、具体的ないわゆる合併案とか、数字のシミュレーションの内容などが行われないうために、どうしても住民の中で観念的にしか問題をとらえることができない、そのことが、この合併問題、今の現実味を帯びたものになってきていないのではないか。

それはなぜかといいますと、やっぱり住民の多くは実態がよくわからない。合併して何がどのように変化するのか、財政の改善というけど、財政がじゃあどうなっていくのか、よいところ悪いところということ、もう少しやっぱり詳しい情報を提供してもらわないと、真の意見を述べることができないというふうに言われているのではないのかな、このように感じて仕方がないんでありますけれども、この辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 市町村合併についての住民への情報提供についてのご質問でございますが、市町村合併については、確かに申されておりますように、メリットもデメリットもございます。これらについて、住民への情報提供の必要があると我々も考えております。その際には、町の広報紙、インターネット等を活用し、情報の提供を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 今、お答えをいただいたのでありますけれども、合併問題の是非を判断するに必要な具体的な資料というのは、都合のいいことあるいは都合の悪いことがあったとしても、それをやっぱり論議を深めてもらうためには、住民に情報の提供がやっぱり積極的に行われていくべきだということで、そのことについては、ご答弁の中でも十分理解をされているようでありますけれども、私はこのことなくして住民の合意形成が図られるということにはなっていないんじゃないか、あくまでもこのような形式的な答弁に終わらないように願っておきたい、このように思います。

それで、もう一度具体的に、じゃ住民の理解を深め、あるいはコンセンサスを得るために、きょうからでも、あるいはあすからでも具体的に組み組んでいきたいというようなものがあつたら、お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま申し上げました町広報やインターネット以外の住民への情報提供なども今後、ただいま質問者も申しておられますように、検討してまいりたいと考えておるところでございます。合併啓発用のパンフレットの作成、合併のハンドブックの作成などが考えられますが、これらのことを考えてまいりたいと思っております。

また、機運醸成のためには、関係自治体や県とのシンポジウムの開催も、協議が整えば実施する必要があるのではないかと考えております。また、その結果についても、広く住民や議会に対して資料提供を行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、判断基準となる情報の提供が、ご指摘のとおり重要なことであると認識しておりまして、今後合意形成の取り組みについて、議会ともよくご相談申し上げ進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） もちろん市町村合併を論ずる場合に、それぞれの市町村の状況というのが異なっています。したがって、合併はそれぞれ画一的に進められるものでないことは、論を待ちませんし、十分理解をしているところであります。

そこで、住民の意思が基本であり、住民のみずからの生活基盤である市町村のあり方を考え、合併論議や計画づくりに参画、あるいは共同する体制の整備を図ることが最も重要ではないのか、このようにも考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 対象自治体と合併協議の合意形成ができた段階で、一般住民の会議への参加は考えなければならない事項であります。しかし、現段階で、その合意もできていませんので、合併に対する議論の場は、町単位ごとになろうかと考えられます。当町におきましても、今後住民と参画、協調する上で、このような体制の論議は必要であると考えておるわけでございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 確かに、関係町との協議を濃密に行っていくということは大切なことだと思うんですけども、その前提になるのは、やはり自治体単位の住民の意向がどうであるかということ十分に把握した上でないと、最終的な決定段階において住民同意が得られなかったということでご破算になってしまうとかというような状態になることがしばしば今日まであったと思うんです。そうした点を考えていきますと、いわゆる、一方では具体的な手順についての考え方を協議をされることは結構ですけども、その間に一方において、やはり住民との接点を深めながら、どのような対応が必要になってくるのかということ十分に把握をして取りかかっていくことが、極めて重要ではないかというぐあいには私は思っています。

そこで、今日の現状を把握する上からお尋ねをしたいわけでありましてけれども、7月14日に開かれたといいます法隆寺青年会議所が公開シミュレーションを掲げておりますが、その際に前提として配布をされましたアンケート調査があります。このアンケート調査について、どのように理解し、評価をされているのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 法隆寺青年会議所におけるアンケートの結果を見ますと、まず国が市町村合併を推進していることを知らないと答えられている方が多く、国等からの情報提供の少なさが感じられております。2つ目には、住民の方の情報不足に起因するかどうかはわかりませんが、関心の少なさが目についております。3つ目に、温度差といいますか、地域さがかなりあるようでございます。

以上のようなことを踏まえると、合併論議を喚起するためには、情報提供が必要なキーワードになると考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 私は、青年会議所が行ったアンケート調査の内容こそが、現在の合併問題をめぐる現状の認識というものをよくあらわしているのではないのかなというように思います。そうした立場から、ちょっと長くなるんですけども、この青年会議所が実施をしましたアンケート調査の結果を自分なりに検証してみたい、こう思います。

このアンケートは、住民を対象としたものと町長、議会議員を対象にしたものがあります。住民を対象とした調査結果で特に注目したいのが、「市町村合併問題に関心がありますか」という設問に対し、あると答えている人が23.5%、少しはあると言っている人が45.8%で、合わせて69.3%の人が関心を持っていると答えています。したがって、決して関心がないのではなくて、全く関心がないというふうに答えている人は30%にしかすぎないわけでありまして、多くの人々はやはり関心を持っている。しかし、情報不足のために十分に理解することはできないという結果をここで示しているのではないか、このように感じています。

また、「お互いの市町村が合併することに賛成をしますか」という設問については、賛成16.1%、どちらかという賛成22.6%、合わせて38.7%——これは斑鳩の例——に対し、反対が23.5%、どちらかという反対というのが32.6%で、合わせて56.1%の人が斑鳩町では反対の意思表示をしている。賛成の理由としては、行政の効率化を図り地方公共団体の財政危機を乗り切るためにというのが19.7%、広域的な土地利用が図られるというのが13.9%、競争力が強化されるというのが12.2%などとなっています。また、反対の理由としては、町名が変わるから29%、町の個性が失われて伝統文化が薄れるからというのが24.5%、サービスが低下し利便性が悪くなるからというのが14.8%などとなっています。

「住民発議による合併協議会の署名を求められたら、あなたはどうしますか」という設問については、50%前後の人々がわからないとしていますものの、署名をすると回

答をしている者を町別に見ますと、安堵町で46.2%、平群町で42.5%、三郷町で43.1%、上牧町で41.1%、王寺町で34.3%、河合町で29.6%で、斑鳩町は29%と、7町の中で最も低い数値となっています。また、署名しないと回答をしているのは、斑鳩町が最も多く19%、三郷町16.9%、河合町14.8%、平群町9.4%、王寺町7.2%、安堵町4.7%、上牧町3.6%というようなことになっています。

そこで、町長、議会議員を対象としたアンケート調査の結果を見てみますと、「これまでにみずからの町村の合併問題を考えたことがありますか」という設問については、いずれの町も、斑鳩町では82.4%、これを上回る数値を示しております。そして、三郷町と上牧町は100%になっている。さらに、設問の2つ目の、「みずからの市町村において今後合併の検討の必要がありますか」ということについては、必要であると思う、どちらかというとな必要であると思うと回答しているのが、王寺町、三郷町、上牧町が100%、次いで安堵町の83.3%、河合町が75%、平群町が66.7%と続いて、斑鳩町は58.8%になっています。その理由として、1つには地方分権に対応できる財政基盤の充実、2つに長期的視野に立った行政効率の向上、3つに施設配置、機能分担等を広域的計画的に行うことができるというふうに言っています。

必要でないとする理由といたしましては、広域連合等の活用によって対応できるという。2つには、工夫することで状況の変化に対応できる。あるいは、3番目には、住民自ら合併を望むという意見を聞いていない。4つには、デメリットのほうが大きいなどということが理由とされています。

設問の3つ目、「みずからの区域内における市町村合併の推進の必要性はありますか」という問いに対しては、必要、どちらかというとな必要と答えているのが、上牧と三郷町が100%、王寺町83.4%、安堵町75%、平群町60%、河合町58.4%、斑鳩町47.1%となっておりまして、7町のうちで最も低い傾向を示しているのが斑鳩町ということになります。

なお、アンケート調査は、合併を進める上で障害や合併に消極的になる理由というのは何かということについては、15項目の設問を行っていますが、その内容については省略をいたしますけれども、このように青年会議所が行ったアンケート調査の結果を見る限り、斑鳩町の現状はいろんな要素があるとは思いますが、住民の意思として必ずしも積極的に合併を望んでいるとは考えられない数値を示しています。合併を進める上で障害や合併に消極的になる理由の一つ一つの内容を分析をし、その障害を克服するための対応こそが今強く求められているのではないのかなというように考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） ただいま松田議員がその分析を交えアンケート内容について述べられたとおりであると思います。合併を推進する上で、合併の方法、合併の期日、新しい市の名称、新しい市の本庁の位置などの基本4項目を初めとするさまざまな事項について、一般住民を初め各首長、各議会の方々の合意形成を行っていくのは、並大抵のことではないと考えられます。

そのためには、一般住民への行政側からの働きかけ、あるいはその反対の一般住民から行政側への働きかけもありませんし、このような行政、住民のさまざまな活動を通じて、さまざまな壁の克服をするための試みを行ってまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） それでは、次に、広域7町による合併でいわゆる15万都市構想が模索をされています中で、町長は生駒郡4町の先行合併といういかるが市構想を提起されています。その意図というのは、一体どんな辺にあるのだろうか。合併に関心を持たすための住民意思を喚起をするという意味合いが含まれているのか、真にいかるが市構想を打ち出すことによってこの名の実現を図ることができるというふうな立場でのご発言であったのか、この辺についてお聞かせをいただきたい、こう思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私は、4期目の平成9年10月の出馬のときの出陣式で公約の1つに、生駒郡4町を合併するいかるが市構想の推進を政治課題の1つとして申し上げました。これは、事実上広域7カ町合併が具体的に進まない状況の中で、まず2段階方式による生駒郡4町の合併を推進すると申し上げたところであります。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 広域7町合併への足がかりとして、まず2段階方式による生駒郡4町の合併を推進するとしていかるが市構想なるものを提起したということですが、広域7町合併か、あるいは生駒郡4町の先行合併かについては、理論的には選択の余地があるだろうというふうに私も思います。しかし、町長が提唱されますいかるが市という構想については、斑鳩町内の住民向けとして受け入れられたといたしましても、合併の対象となる他の町との合意を得ることが果たしてできるというふうにご判断なさっているのかどうか、あるいはこのことによって合併論議の障害となるようなことが起きないのかどうかということについて懸念をされますし、またこのことは明確にしておかないと今後の議論を展開する上においても大きな影響を及ぼすことになるんじゃないかというようにも懸念されますので、この点についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 小城市長。

○市長（小城市長） 他の合併事例を見ても、都市の名称や住所に固守し過ぎるとよい結果を残していません。私は、いかるが市構想を申し上げるのは、さきに申しましたように、広域7カ町合併が具体的に進まない状況の中で、まず生駒郡4町ということをお願いだけで、確かにいかるが市という名称だけが先行した嫌いがあるように思います。ほかにもっと重要な課題、例えば新しい市の本庁の位置はどこかというような事項もありますので、これらの件につきましては、十分に住民の議論を踏まえながら対応してもよいのではないかと考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 先ほどのアンケートでも紹介をいたしましたように、いわゆる王寺周辺7町では、消防であるとか、あるいは介護の問題であるとか、あるいは老人ホームの問題であるとか、一部住民組合方式によりまして広域行政の中で実効を高めているというふうに思います。しかも、また、先ほどのアンケートでご紹介をいたしましたように、いわゆる広域行政の中でそれらの方向というものはカバーしていくことができる、可能なんだという意向を示していることも多く出ています。

そういうことから、このことについて、いわゆる事務組——広域行政方式についての認識をお尋ねしたい。また、今日行われている状態についてどのように評価をされているのかということについてもお聞かせをいただきたい、こう思います。

○議長（小野隆雄君） 小城市長。

○市長（小城市長） 一部事務組合方式により、現在まで事務、事業の効率化という視点から広域行政で対応することのできるものについて実施、一定の成果を上げてまいったと評価しています。反面、限界もあることも認識する必要があります。どういうことかといいますと、利害が直接ぶつかる分野では、広域行政という仕組みでは対応できないということでもあります。広域行政では、基本的に構成員が全員拒否権を持っていますので、その調整能力には限りがあります。それ以上広域行政が合併の代替策になり得ない最大の理由ではなかろうかと考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 広域7町の首長さんが合併の方向を志向するということについては、共通の認識を持っておいでになるんだろうと思う。しかも、奈良県下でも、斑鳩、王寺町などを中心とする7カ町の関係が、一番早い段階からこの合併問題については深い関心を示されて一定の方向を打ち出しておいでになるように私は理解をしています。

しかし、そのことを具体化をするための基盤づくりともなります施設などについての役割分担というものを明確にしないまま、それぞれの町が競い合っているいわゆる箱物施設



というふうなものをどんどん建設をしていく、そしていわゆる借金財政に陥っているというふうなことが言えるのではないか。そういう実態を見ても、果たして合併問題というのは、かけ声だけどんどん打ち出すけども、具体的な実際の行動というのは全然伴ってこないんじゃないか。そういうことから、合併問題に対する住民意識が盛り上がってこない大きな一つの要素があるんじゃないかというふうにも考えられるわけでありましてけれども、この辺については、失礼な言い方をしているかわかりませぬけれども、どのようにお考えになっているんでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 確かに広域7カ町の公共施設全体を見ます限り、公共施設は供給過剰な状態にあると言えます。しかし、そのことをもって合併問題を考えていないことにはならないと考えています。その町にはその町の事情もありましょうし、市長さんの公約とかの絡みもあります。確かにこのことだけを見ますと問題のあるところではありますが、合併協議の話し合いを持つという合意もできていますので、話し合ってみたくて考えておるわけでございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 今、私が指摘をいたしましたような結果が、先ほど総務部長がご説明いただきましたように、7町におけるいわゆる建設起債の関係であるとか、あるいは現状における起債状況であるとかというのを見ても、明らかに私は出てきていると思うんです。そうしますと、アンケートの中にもありますように、いわゆる地域的なアンバランスがあるとか、あるいは合併することによって今より以上により多くの負担を我々個人が受けなければならぬという住民感情がここに発生してくる。こういう形というものが私はあると思うんです。そのことを十分に留意をしていこうということになりますと、やっぱり同じような建物を競合してつくるよりも、一つ一つの施設の、いわゆる首長、あるいは町会議員のアンケートの中にもありますように、施設をやっぱり共有したのものとして、一定の計画のもととしてそれぞれが役割分担をしながらつくっていく、こういう形がとられているともう少し状況は私は違って来たんじゃないかなというふうな感じを持っておりますし、今後やっぱりそういった議論がいろいろと出てくるだろうというふうに思います。

そこで、法隆寺青年会議所のアンケートの調査の結果を先ほど分析いたしました、それを見ますときに、合併の主体となります広域7町、あるいは生駒郡4町の対応にかなりなやっぱり差があるということについては、歴然としているんじゃないかというふう思うんです。その中で、ある意味でこの数字で見ると、斑鳩町が一番冷やかであるというふうにも言えるというふう思うんですけれども、一体今後どのように、いわ

ゆる他の町村と同じようなレベルに対して、賛否は別にして、合併問題そのものを議論する雰囲気というものをどうつくり上げていこうとするのかということについてお考えをお示しいただきたい、こう思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 法隆寺青年会議所のアンケート調査を見る限りでは、温度差といえますか、地域差がかなりあると考えております。昭和の大合併では、今でも紛争やしこりを残している例が数多くあり、慎重に対処する必要があります。このことから、正確な情報提供や議論の場の提供、あるいは7カ町一斉に住民アンケートを実施する必要もありましょうし、場合によってはいろいろな組み合わせも検討する必要があるかと考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 今までいろいろと見解をお伺いをしてまいりました。たまたま昨日発行のホットタイムスが、「市町村合併の動き」として取り上げております。そして、今何が必要なのか、何を行わなければならないのかということについて要約して次のように掲げています。

首長、議会はもとより、住民レベルでの具体的な合併案とシミュレーションをもとにした数字による具体的な論議が必要。これが斑鳩町の場合でも欠けていると思います。さらに、情報公開を進め、住民参加の議論を繰り返していくことでコンセンサスを得るということ。いわゆる関係の首長、あるいは議会というところが、広域の場における議論をしているけれども、具体的に住民の中にそういうコンセンサスを得るという手だてでは講じられていないという、住民差があるというふうに思うんですが、やっぱりそういう必要性を言っています。首長や議員も、合併の手続だけで済まらずに真剣にやっぱり論議にかかわっていくと。生半可な合併論議に入ったら損やとか、あるいは得策でないとか、今そういう状況に熟していないとかということ、逃避をするというふうな関係であってはいかんのじゃないかというふうな指摘もしています。さらに、特例法が17年で切れることとなりますので、早くやっぱり議論を尽くしていく、まずは議論なんだということを言っているわけでありまして、私もそのように感じます。

したがって、やはりこのことが、今まで見解を伺ってまいりました中での私の意図とするところの意味合いというのは、こここのところにやっぱりあるということをおきたいと思うわけでありまして、次に市町村合併というのが、関係市町村の首長、あるいは議会議員、職員が一体になって、そして相互信頼に基づく緊密な連携プレーによってこそ困難である局面の打開というものが必ず図られていくのではないかとこのように私は考えます。この点について、いかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） ご提案のとおりだと思っております。合併に向けては、自治体関係者の意思疎通や信頼関係の醸成が重要な要素の一つであると考えているところであり、それには、まず首長が同じテーブルについて、この合併問題をどのように考えているのか意見交換を行い、意思の疎通を図る必要があると考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） それでは、最後にしておきたいと思いますが、今必要なことは、冒頭の答弁でも言われていますように、内外の動向を長期的な視野で洞察をして、それぞれの知恵と力を結集をして合併問題に正面から立ち向かうということが、政治にかかわり合う首長、あるいは議会議員の責務となっているのではないかとこのように考えます。町長は、今こそ強いリーダーシップを発揮されるべきであるというように考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 確かに、おっしゃるとおり、首長には強いリーダーシップと大きな覚悟が必要となってきております。市町村合併は、役所をどうするのが論点であるため、地方政治に直接影響をすることもあります。そうすると、市町村合併を議員や首長の選挙に直接絡めることも、ときには避けられないと考えられます。それだけに、市町村合併とは地域に影響を与える重い課題であり、それゆえに地域の帰趨を決するものであり、夢として描くに十分な目標となると考えています。また、市町村合併は、最終的にはきれいごとでは済まされないと思っております。市町村合併は、最終的にはまちづくりのために行うものでありますから、粘り強く合併を訴えていくしかないと考えております。

また、議会におきましても、この提起に正面から活発な議論を行っていただき、ともに歩んでくださるようお願い申し上げます、松田議員の答弁とさせていただきます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 終わります。

○議長（小野隆雄君） 以上で、5番、松田議員の一般質問は終わりました。

続いて、10番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。10番、西谷議員

。

○10番（西谷剛周君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

私は、1年間峨瀬集会所建設問題についていろいろと色々な角度から質問をしまいいりました。そして、1年間を通じて知った中で、私なりにいろいろ整理をしてみました。そして、その問題点について、1つの私なりの結論を得ました

。それは、いろいろ指摘はしてまいりましたが、最終的には、一番物が建つというのは、その土地が基本になっているということでした。それで、今回こういう形で質問をさせていただきたいと思います。

まず、一番最初に、峨瀬自治会集会所建設に対し、斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱の様式第1号の集会所施設整備計画書の不備を以前から私は指摘してきましたが、この公文書に対する町の責任を問いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町といたしましては、峨瀬自治会とされまして、平成11年度に集会所建設予定であるということから、平成10年10月31日付で斑鳩町公民館等施設整備費補助金交付規程の第1号様式の計画書を提出され、平成11年度より改正いたしました斑鳩町集会所施設整備費補助金要綱により予算化したところでございます。その後、自治会長と協議をいたす中で、集会所建設予定が平成12年度になることから、平成10年度に提出されました計画書に基づきまして予算化させていただいたものでございます。このことにつきましては、平成13年3月の定例会でもご指摘をいただき、適正でないと答弁させていただいたところでございます。今後においても、町と自治会の代表である自治会長さんとの信頼関係において適正な事務手続を行い、対処してまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、先にちょっと確認だけしておきたいんですが、今総務部長は、以前の、平成10年公民館等の集会所施設整備費補助金をもとにしたということで答弁されたと思うんですが、ということは、公文書ということで確認させてもらってよろしいですね。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） その当時受け取った公文書として我々のほうも処理してまいりまして、それで引き続きまして予算化してまいったわけでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、聞きます。各自治会の集会所建設に町が集会所用地やその建物に補助金を交付するこの補助事業は、どの地区にも公平、公正に交付するために斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱は定めています。

この補助要綱の各様

式により、まず集会所計画書 ——これが一番最初の様式第1号なんですが——を自治会長が町長に提出し、その内容を、その出された計画書をあらゆる角度から精査し

審査した結果、その集会所建設の規模に応じて補助金の積算をし交付する前提で次年度に予算化をすると。予算化した集会所建設補助金を、自治会集会所建設費を当て込んだ自治会に対して、工事着工から完成まで補助要綱の所定の手続を自治会長が随時行えるよう正しい行政指導をするのが町の責務であります。

ところが、私が昨年9月からかかわった峨瀬自治会集会所建設につきましては、斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱様式第1号の公文書に、公務員としての事務執行の失態があります。なぜなら、峨瀬自治会集会所建設を着工したのは、平成12年8月6日であり、当然この補助要綱には前年度の10月末日までに定められているので、平成11年10月末日までに計画書が提出されなければならない。しかし、その計画書は平成10年10月31日の1年前であり、しかも現在の建設用地ではない場所となっています。おまけに、本来前自治会長が提出するはずの計画書は、だれが作成したのか、峨瀬自治会名の峨の文字も間違っているし、しかもその計画書は公文書であるにもかかわらず、斑鳩町役場文書取扱規程第5条の受理判もなく、文書件名簿の番号も記載されていない。これはまさに虚偽公文書であり、町行政の失態である。この虚偽公文書を容認し、峨瀬自治会集会所建設を着工させた町長の責任は重大であると思います。

以上の内容を踏まえた上で、次の質問に移ります。

斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱第1号様式を町が容認したことにより、峨瀬集会所工事が着工され、数々の問題を残したまま集会所建設を中断し、峨瀬地区に基礎工事だけが残っています。その後始末を町はどのように対処するのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） このことについて、集会所建設に対する補助申請につきましては、自治会総意として申請されたと理解しております。しかし、その後平成13年3月20日に開催されました地元の総会におきまして、集会所建設及び土地購入に係る地縁団体設立についても可決され、自治会とされても役員会で協議していくとの現状報告を受けているところでございます。

こういったことから、町といたしましては、集会所建設に関しまして、いつまでもこのような状況で放置しておくことは好ましくなく、峨瀬自治会としての考え方及び計画について早急に結論を出していただけるようお願いしているところでございまして、町といたしましてもこのような自治会の動向を見守っている状況でございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 峨瀬自治会集会所建設問題は、先ほども指摘したように、虚偽公文書によって進められ、集会所補助金に関しては、斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱に違反してますし、集会所用地に関しては、斑鳩町財産規則に違反してます。町行政の事務執行に関しては、斑鳩町役場文書取扱規程に違反しています。町は何を根拠に前自治会長に町有地を使用させ、その土地や建物に補助金交付の内定を通知したのか、私には理解できません。公金を使う補助事業を、もっと慎重に取り扱うべきであります。町行政の数々の失態から、峨瀬自治会集会所建設を着工させたその責任は、峨瀬自治会にあるのではなく、一連のずさんな事務執行を容認し許可した町長と、それを受けて、峨瀬自治会集会所建設の工事着工の段階まで、地元自治会に集会所建設の説明もせず、独断で行った前峨瀬自治会長の責任であります。この問題は、すべての町民が納得できる対処の仕方を考え、一日も早く町が責任を持ってもとの更地に戻すべきであると思いをします。

それでは、次の3番目の質問に移ります。

通称斑鳩バイパスと都市計画道路法隆寺線の進捗状況について質問をいたします。

まず、斑鳩バイパスモデル区間400メートルと、都市計画道路法隆寺線の事業区域内の用地買収は、どの程度進んでいるのか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 法隆寺線整備事業の用地買収でございますけれども、本日現在では、全用地買収面積約8,183平米のうち4,540平米を取得しておりまして、進捗率といたしましては56%となっております。また、いかるがパークウェイにつきましては、計画買収区間であります400メートルのモデル区間、この買収につきましては、7月末で100%となっております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、バイパスの400メートル区間については100%の用地が買収できたということですが、それではそれについては、すぐ工事に着工されるんですか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 今はいかるがパークウェイについての着工のことでございますけれども、パークウェイにつきましては、モデル区間につきましては、用地買収ももう完了したということで、今年度中に工事着手いただけるように国のほうにも要望しておりまして、今協議も進めているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） たしか私が以前このいかるがパークウェイのモデル区間400メートルについて、町当局の説明を受けた中では、国はバイパスの400メートル区間にしますと。それについては、町も積極的に都市計画道路を推進するという事の中で、そのバイパスの400メートル区間と、先線となるように法隆寺線をするんだということで説明を受けたと思うんですが、それでは今言われている法隆寺線については、今56%ということでおっしゃいましたが、地権者の中で合意が得られないような状況にあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 法隆寺線につきましては、用地買収につきましては、今現在予定より少しおくらせているところがございますけれども、個々の地権者の方々とも、種々の事情もありましてスムーズに用地買収ができない状況にありまして、用地取得は、先ほども申し上げましたように、56%となっております。現在、残っております用地の取得に鋭意努めているところでございまして、いつ工事できるかというところらまでは、用地がある程度まとまらないと、実際の工事自体は今ちょっと不確定でございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 都市計画道路については、国の補助を受けてやられていると思うんですが、毎年補助事業については、次年度の計画を出して国のヒアリングをしながら補助金の申請を国へされると思うんですが、平成14年度については、もうそういう補助の申請はされてるのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 県に対する補助要望の時期は、ちょうど今のような時期に来ております。それで、一応県に対しましては、工事費も含めて補助要望を行っております。しかし、現在は一定区間として用地等ができていないので、工事箇所的には、県には一応予定ということで、一応申請書的に手続的にはとらしてもらっておりますけれども、今現在用地買収のほうはまだまとまって工事をできる段階にまでいっておりませんので、一応予定ということで申請はさせてもらっております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今の部長の答弁では、法隆寺線がこういう形で予定だということでしたが、私は今話を聞く中では、バイパスの用地については全部買

収できた、いつでもできる状態であると、しかし法隆寺線がそういう反対があつてできないということなのですが、この2つを総括して考えてみますと、結局法隆寺線ができなければ、バイパスをつくっても、ループ状にならないわけですから、国としてはメリットがないということになると。現段階では、たとえ用地が買収できても、国は工事には入らないというふうに思うんですが、その辺の部長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 今現在、都市計画道路法隆寺線につきましては、先ほども申しましたように、用地買収に全力を挙げているところでございます。確かに、先ほど申しましたように、予定より少しおくれてきていることは事実でございますけれども、国のほうといたしましては、あくまでも今すぐ工事をして完成するわけでもありませんので、ことし工事にはあくまでも着手してもらうというふうな形には話を進めております。法隆寺線につきましては、今後、今まで以上に努力をさせていただきますして、できるだけ早くということで用地交渉を進めたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、部長は、着手をできるように国のほうへ働きかける、あるいはやっていくということでおっしゃいましたが、逆に裏返したら、できても、国はやりますという確認は、今の現時点の用地が全部買収できているにもかかわらず、現時点では工事に着工するということは言うてないという解釈でいいんですか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） いかるがパークウェイの進め方としまして、モデル区間として見てもらって、その理解をしてもらうということで進めておりますんで、モデル区間につきましては、あくまでも今年度中に着手してもらうという形で進めさせてもらってます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） そしたら、部長の言葉を信じておきたいと思えます。

では、次に移りたいと思うんですが、それぞれバイパスやその法隆寺線の事業を進める上では、代替地用地を確保するということが行われております。それで、事業を円滑に進めるために前もって地権者のためにかわれる、いつでもかわれる土地を用意するということが代替地を確保されていると思うんですが、町に先がけて土地開発公社が用地取得を行っておられるんですが、土地開発公社が代



替用地を買う、どのような手続でどういう手順で買われるのか、まずそれをお聞きしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 池田企画財政課長。

○企画財政課長（池田善紀君） 土地開発公社の用地取得の場合で、今お尋ねの代替地の取得でございますけども、公有地の拡大の推進に関する法律の第5条に基づきまして買い取りの申し出がなされた場合、町が事業の代替用地として必要かどうかを判断されまして、必要と認める場合は代替地の用地取得を土地開発公社に依頼されまして、それに基づきまして、土地開発公社理事会の議を経た後におきまして代替地の取得に対応しているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それは、買い取り申し出が土地の所有者からあり、それについて、町がその申し出の土地が代替地として適正かどうか、必要かどうかということを検討されて買うということですが、この中では、町単独でこういうことが行われるのか、それとも県とかへ申請とか知事の許可とか、そういうものは要るんでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 池田企画財政課長。

○企画財政課長（池田善紀君） 土地開発公社で買収する場合、今申し上げました第5条の申し出がございました場合におきまして、5条の規定では、買い取り先の協議がありますので、町から開発公社に買い取り先として県知事のほうに届け出をしますよと、それで県知事のほうから、土地開発公社を買い取り先として協議しなさいという許可がございます。その後において買い取りを行います。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、その場合には、当然知事にそういう届け出をされる場合には、事業目的、どういう目的でその代替地、それはどこの代替地であるということで、事業目的を明示してされると思うんですが、そういう認識で間違いありませんか。

○議長（小野隆雄君） 池田企画財政課長。

○企画財政課長（池田善紀君） そういう認識で間違いございません。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それをもとにそれではお聞きしたいんですが、斑鳩バイパスと都市計画道路法隆寺線の代替用地は、現在どれぐらい確保されているのか、まずその分をお尋ねしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） いかるがパークウェイの代替用地としましては、阿波2丁目、興留5丁目、龍田西8丁目、法隆寺北2丁目におきまして、6件で約5,500平米、それと都市計画道路法隆寺線の代替地といたしましては、龍田西3丁目、龍田南2丁目におきまして、2件で約2,000平米、合計約7,500平米を取得いたしております。以上を取得させていただいております。これまでに約3,500平米を処分しております。なお、現在土地開発公社では、約4,000平米を保有しております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、部長の中で、龍田西3丁目、法隆寺線でということをお願いしたんですが、それは間違いはないですか。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 法隆寺線の代替用地としまして、龍田西3丁目を買収はしております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、部長は、法隆寺線の代替用地として申請したと言われましたが、県知事には法隆寺線の代替用地として申請し、そしてそれが済みますと、現実には知事を偽ってバイパスの代替用地として今現在2件されていますが、法律や条例をもとに仕事をしなければならない公務員の姿勢としてこれで行うのか、総務部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） そういった関係につきましては、一定の手続を追いながらそういったいわゆる同じ代替地で取得しておりますけども、必要ということで他の事業用地に充てたということでありまして、特に問題ないと思っております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、部長、問題ないということでおっしゃったんですが、例えば町が、開発公社の理事会では土地の申し出がありました。これは、法隆寺線に適した部分として代替地で買いますということで申請して、そして届け出して、それも当然公文書であるはずですわな。それを出しておきながら、いや、事情が変わったから全然違う用途に変更しても何らそれは問題ないんですということなんですが、県の担当についても、そういう見解でいいんでしょうか。というのは、実際にそういう論理で言ったら、全く開発公社のこういうのを、一々知事に届け出する必要は私はないと思うんです。再度お尋ねしておきます。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 公有地拡大法によりまして先買いたしました土地につきましては、法第6条の買い取り協議書通知に買い取り目的が明記されているところでございます。しかし、法第9条におきまして、先買にかわる土地の利用について、法第6条の買い取り目的に限定されておらず、一定の事業、またはそれらの代替用地として利用するよう義務づけられているにすぎないものと理解しております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、次にそれに関連して私はお聞きしたいと思うんですが、今バイパス用地で2件の方が移られておりますが、その中でちょっとお尋ねしたいんですが、1件の290何平米の部分で、たしか2件が代替地という形でかわられたということを聞いているんですが、現実には300平米を切る部分についてお2人と契約していると思うんですが、これはどういう理由によるものですか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 先ほど総務部長のほうからも答弁してもらいましたように、あくまでも第9条によりまして一定の事業、その代替地に利用するよう義務づけられている事業に利用してもいいという話が法律で決められておりますんで、一応都市計画道路、今おっしゃっているのは法隆寺線で買収した中にといい方をされておると思うんですけれども、それはあくまでも都市計画法の第4条第5項に規定するような都市施設とか、土地収用法第3条各号に掲げる施設、そういう事業に該当するものにといいことで一応代替地として提供させてもらってます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 私が聞いているのは、要はAさんがいておられてAさんが代替地を求められる、これやったらわかりますな。今言われたように、多少それは、法隆寺線であってもそれは臨機応変に変えられるんだと、そこまでは理解しましょう。そしたら、AさんがAさんの代替地に入られるのは、それはそれでいいと思うんですが、Aさんが入られるというところへBさんも一緒に1つの区画の中に入っておられるというのはどういうことなんですかということ。要は、1筆の、1人の代替用地を2人の方と公社が交流しているのは、これはどういうことかということをお尋ねしている。ということは、逆に言いますと、代替を、その地権者、当然用地にかかって代替地を求められて、以外の人に要は開発公社

が土地を売ったことにはならないんですかということをお尋ねしている。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） すみません、その件につきましては、担当の課長のほうから説明してもらいます。

○議長（小野隆雄君） 藤本都市整備課長。

○都市整備課長（藤本宗司君） 龍田西3丁目の部分ですけれども、あの部分については、法隆寺線も7件の建物、所有者にかかる、そしてパークウェイについても、買い取り要望の中で国のほうで対応をしていくということで、両方進んでおりました。そうした中で、買い取り申し出があって、そういう法隆寺線も取り組んでいる、パークウェイも買い取り要望にこたえるという中で、法隆寺線として、あくまでも都市計画道路（法隆寺線）ということで、法隆寺線という形で取得をしているわけですが、両方事業が進んでいる中で、買い取り要望としてパークウェイの方が2件家屋調査をなされると。その方が、代替地として希望もされたということで、その2件の方に対応をしていったということでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） そしたら、藤本課長に再度お尋ねしますが、今の私の、1つの敷地の中へ2人が入っておられるというのは、1人は斑鳩バイパスの代替地で求められた方、もう1人は法隆寺線の代替地で求められた方、そういう解釈でいいんですか。

○議長（小野隆雄君） 藤本都市整備課長。

○都市整備課長（藤本宗司君） 今のご質問でございますけれども、パークウェイの中で買い取り要望が2件なされた、その2件の方について国が対応をすると、その代替地として両者希望をされたという中で、西3丁目のほうに移っていただいたということでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） いや、ちょっと言うてることがかみ合わへんねんけど。だから、斑鳩バイパスの方が用地の代替地で龍田西3丁目にかわられたと、これはわかってますが。ただ、本来やったら、これは三室の方かな、要はバイパスの代替用地を、2の方がかわられたら2つの区画があって当然ですが、その1つにもう1の方が入っていると。要は、ここに3人いてはんの違うかと。そしたら、2人やったらわかるけど、この1人はどういうことなんですかというのを聞いている。

○議長（小野隆雄君） 池田企画財政課長。

○企画財政課長（池田善紀君） いかるがパークウェイ代替用地で三室の1件の方につきまして、親子で住んでおられまして、親子の名義になっております。その方が移転されたために、同一敷地内に2人の名義になっておると。それで親子で名前が違うということでございますので。そういうことです。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） そしたら、要は買収されたときに、既にその土地も建物も親子の2人の共有の名義であったと、それで今度かわったときに、別々に契約をしたということなんですか。わかりました。

それでは、次に、その関連なんですけど、それでは、要はその区域の中で、もう1つ峨瀬集会所建設用地として、施設協力金という形の地元還元やということで、これは何度も言いましたけど、1,440万の町有地、247.95平米を、約75坪を無償提供という形で今しようとしていますが、この算出根拠を念のためちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 池田企画財政課長。

○企画財政課長（池田善紀君） 以前にも部長のほうからご答弁していただいておりますんですけど、買収価格・造成費等を考慮いたしまして買収単価を決めました。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 課長ね、要は代替用地でしているところについては坪24万ということで私は聞いてますわな。そしたら、これ1,440万を単純に割ったら、60坪ほどですわな。ところが、75坪いうたら、19万円ぐらいになるん違うかなと思うんですが、そしたら町が言われている施設協力金の地元還元やというて1,440万円、仮にこれを百歩譲って認めるとしても、こういう根拠というのはおかしいんじゃないかなと思うんで、再度お尋ねします。

○議長（小野隆雄君） 池田企画財政課長。

○企画財政課長（池田善紀君） 当該用地は集会所用地ということもありますし、公共の用にも供するというので、その分を考慮はさせていただいております。事実でございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 課長ね、それは後の単に言いわけですやん。今、ここに土地開発公社の平成12年4月24日月曜日午前10時からの公社の理事会の内容、会議録がありますが、これをちょっと読ませてもらいますと、事務局のほうの答弁として、まず第1点として、「以前理事会で、龍田西3丁目の集会所用地

につきましては、60坪で1,440万円で処分するというご承認いただいておりますが、峨瀬自治会長より、当初からの交渉経過を考慮して75坪を確保してほしいとの強い要望があり、交渉する中で75坪を1,440万円で売却することといたしました」。もう1点であります、「同所造成地内で残地として緑地が北側と南側にございますが、住宅地内でもございますし、草引き等の常時の維持管理につきましては、集会所建設後の維持管理につきましても考慮した中で、地元峨瀬自治会に管理してもらったほうがより管理がしやすいということで、峨瀬自治会と管理契約を締結したいと考えております。なお、管理料につきましては、無償ということで文書を交わしたいと考えております」という説明がありまして、この議長——この議長というのはだれかわからないんですが、1点は、峨瀬自治会の集会所の件で、当初は60坪で1,440万円で処分する計画であったものが、峨瀬自治会の当初からの要望ということで、75坪を1,440万円で売却するということでもあります。2点目は、造成地に残地が生じるところを緑地としていますか、その残地の管理については峨瀬自治会で無償でやっていただくため管理契約を締結したいとのことではありますが、これについて何かご質問ありませんかということで、こう言われてます。

私は、この経過を見てますと、結局皆さん方、町のやっている仕事というのは、本当にこれでいいのかなと思います。自治会長から要望があったら、代替地については坪24万で売却している。ところが、自治会長から強い要望があったら、75坪を1,440万。全く要は、売買、住民の税金で買った土地をこういうふうに分けていく。こんなやり方で本当にいいんやろうかと思います。

そこで、この内容についてちょっと気がかりな点がありますのでお尋ねしたいんですが、この事務局の説明の中で、峨瀬自治会長より、当初からの交渉経過を考慮して75坪を確保してほしい。この当初からの交渉経過というのは、どうということなのか、詳しく説明していただけますか。

○議長（小野隆雄君） 池田企画財政課長。

○企画財政課長（池田善紀君） 詳しくということで、平成9年ごろからだったと思うんですけども、あの辺の自治会といたしまして相当戸数が建ち込んできているので、100坪程度の敷地に集会所を建設したいという要望がございまして、町にも何度も要望に来ておられると、そういうように聞いております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） だから、今の課長の答弁やったら、そんなら人数がふえたから大きな建物が要る、そやから町有地をぎょうさんくれ、そんなら上げます

わと、こんな論理にならないでしょう。少なくとも公社の土地というのは、町有地と同じように、結果的には住民の財産でありますから、その財産の土地を、要は造成費とか最初の田圃の住宅か何か知りませんが、そういうところから造成をやってちゃんとして単価をはじき出したのが24万ということで出ているわけでしょう。まだ、その中では、僕はまだその前で6メートルの、そんな先へつく見込みもないような進入路を町道だということで、それは1坪の単価から外して、非常に安い単価で代替地用地として提供して、まださらにその上に集会所用地だということで値段を下げている。一体公金を皆さん方が管理をされている中で、どういう意識を持って仕事をされているのかということは、非常に私は疑問であります。再度、この1,440万円の75坪について、もう少し明快に、なるほどそうかというふうな回答をいただけますか。こういう公社の理事会で一たん承認された坪24万、60坪というのが75坪に変わった、この分についてもう少し納得のできる説明をお願いしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 池田企画財政課長。

○企画財政課長（池田善紀君） 西谷議員もご存じのように、当初から自治会のほうで役場に対して約100坪の土地を、平成9年度当時から100坪の土地に集会所を建てたいという要望ではなくて、チサンマンション等とか建ち込んでくる中で、第4期分の造成に合わせまして、それを業者のほうで確保されるようにいろいろ探しておられました。まだ自治会のほうでも探しておられました。けども、どうしても見つからないということで、ご存じのように施設協力費の1,440万円を町のほうに受け入れいたしまして、それについて地元の自治会のほうに還元するというご説明をしてきた経緯はご存じだと思います。そうした中で、1,440万円の施設協力費で開発公社から町のほうへ集会所用地として75坪買ってあるわけですが、できるだけ自治会の要望にもこたえていきたいということで、75坪としたわけです。ただし、残地については地元のほうで買っていただくという経緯もございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 残地のほうは地元で買うんやったら、普通やったら60坪として、あと残りの分を、40坪をかうてくださいというのが、これは普通の考え方でしょう。

それと、今課長のほうが、地元の集会所用地に開発協力金の分を代替地としてこの分について出すということ、議会としても説明させてもろうてますということでした。それは私も聞きました。ただ、以前にも言いましたけども、施設協

力金そのものがその地元に還元するという、斑鳩町の補助規定も補助要綱もそういう条例ありません。唯一あるのが、斑鳩町公共施設整備基金の設置管理及び処分に関する条例、多分これやと思うんですな。設置目的は、斑鳩町の公共施設の整備事業資金に充てるために公共施設整備基金を設置すると。基金に属する財産は、開発業者等に関して受けた寄附金をもってこれに充てるものとするということで、ここへ施設協力金ということが入っていて、実際それを今度は処分ということで、第6条の町の公共施設のうち、道路や公園、保育所、コミュニティ施設、ごみ集積施設の整備費事業を行うための財源に充てる場合、その他町長が必要と認める場合は、予算の定めるところにより基金の一部、全部を処分するということがされていると思うんですが、この中にも、実際に、例えば峨瀬の地区でマンションが建って、その地区に必ず全額を、その施設協力金の分は全部返しますというような条文はどこにもないわけですね。それで、要は、町は全くそういう部分について、法的に裏づけのないものをさもあるような形で説明をされた。そして、今度は、確保をされた土地について、要は財産規則を無視した形で町有地について、これもまた全く根拠のない土地使用承諾書という名のもとに、要は建設を許可するということがされたわけです。だから、一連のこのことを通じて、私は1年間やってきましたけども、何で法律や条例に基づいて仕事をしなければならない、あるいは全体の奉仕者として住民の皆さんに公平、公正に仕事をしなければならないはずの皆さん方が、なぜこのようなことになるのか、私には全く理解できません。この一連のことに関して、町の今の認識なり今後の対応について再度お尋ねしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これは、言うまでもなく、私はやっぱり阪神淡路大震災等の経験を経ながら、この本会議場でも、やはりああいうマンションが次から次へ出てまいると。そしたら、号棟には集会所があっても、やっぱり100人ぐらい収容できるような集会所は必要であろうと。この地域の自治会の方々は、それを強く切望しておられる。しかし、お金等がなかなか定まらない。そういうときには、今地域のそういう負担金等施設協力金を使ってでも公民館をしてはどうかというようなこともございました。やはり峨瀬地域の方々は、そういう希望は私はすべて持っておられると思うんです。出発点はすべてそういうことでよかったわけです。ただ、あるところからいろんな議論が、あるいは問題が起こり出してそういう過程になってきた。確かにそれは西谷議員のおっしゃるように、いろんな問題は、手続上の問題はあろうと思います。しかし、今行っても、話をさせてい



ただいても、公民館は建ててほしいんですというのは、切実な願いなんです。

ただ、私はやっぱり残念なのは、そういう中で、地域の方々のコミュニケーションがいかないのか、そういうことが非常に残念でならないわけでごさいます、もし万が一のことが起こったならば、公民館があったらそういうことが助かったんだということになったときに、我々行政の手遅れというのは必ず言われるわけです。このことも踏まえながら、何も町がこういう関係、いろいろと関与をしているというよりも、必ずその地域がよくなれば斑鳩町全体がよくなっていくんだという、私は今まで町長をさせていただいて、その気持ちは抜けないわけでごさいます、そういう中で、今いろいろとご指摘されるそういう不備な点もそれはあろうと思います。しかし、私は最大限やっぱりこの地域に公民館を建ててほしい。ひいて言えば、これだけの号棟がありながら、なかなかそういう集まる場所がない。そういうことを踏まえる中で、皆さん方の切望、昨年10月12日になっても、地縁団体組織が早く手続を終えよというところまで総会でご意見が出ておりますし、そういうことを踏まえたら、私は早くしてやってほしい。みんながそれはいろんな意見はあろうが、人間的にいろんな関係はあろうと思えますけれども、それを捨ててやっぱり一堂が会して、この地域が発展するためには、みんなが本当に集まって真剣に議論をして、早くそういう施設をできるような環境素地にしていくことが一番大事ではないか。こうして何日も日がたっていくたびに、そのことだけが残っていくというのは非常に残念であって、私は早くそういう終結をしてほしいという希望であって、担当の者にも指示することも十二分に聞かせております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今のは、町長の答弁の中で、非常にやっぱり矛盾している部分がありました。それは、阪神淡路、災害に強い中でそういう集会所があったら助かったのとおっしゃいましたが、基本的にそういう災害の部分で、仮にするとしても、宅地造成規制区域というのは、普通のところよりも強固にしなさいよと、傾斜地とかあって基礎もきちんとそういう形にしなさいよという区域なんです。だから、今町長が言われた部分は、私は当たらないと思えますし、私が言うているのは、確かに地域地域でそういう集会所が欲しい、そういうことはあるでしょう。でも、そういうところについて、行政としてはどうするのかという、公正公平に行うためにこの地域集会所施設整備費補助金交付要綱というのがある、だれが来ても、有力者であろうとそうでないところであろうと、同じように住民皆さんの税金を使うわけですから、同じように公平公正に事務を取り

扱うために決められたこの交付要綱ですよ、全く当初から無視して、そしてやっ  
ていく。それは、そういう行政の姿勢をおかしいん違うかということで私は1年  
間言うてきた。今、地元は集会所を欲しがっておられるとおっしゃいましたが、  
欲しがっておられようが何しようが、私はこれまでも町のやってきた部分をまず  
町としてきちっと整理すべきであると思います。峨瀬の皆さんに納得してもら  
うのではなくて、斑鳩町の住民の方が納得できるような、そういう結末を、対処の  
仕方をしていただきたいと思います。

時間がありませんので、次に移りたいと思うんですが、最後に、白石畑地区の  
N T Tドコモの電波塔が設置されて、地元住民に電波障害の被害があると聞くが  
、町は把握しているのかということで、先日白石畑のほうへ行ってきましたと、例  
えば電波塔が建ってから、急に夜中にテレビがついたり、例えば風呂を、今は大  
体皆マイコンでいろんな、炊飯器でもお風呂でもそうなんです、そういう中で  
風呂が全然水が入ってなかったり、あるいは御飯が炊けてなかったとか、こうい  
うことがあると聞いたんですが、町のほうでは把握されておられますか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 白石畑地区におきますN T Tドコモの鉄塔設置に  
よります電波障害の被害を町は知っているかというご質問でございますけれども  
、平成13年の5月30日に、白石畑の自治会長さんが別件で来庁されました際  
に、そういう話をお聞きをさせていただいております。ほかに、N T Tにもそう  
いうことで、苦情の申し入れも調査してほしいということで申し入れをしてい  
るんだと、しかし原因が明確にわからない状態であるので、ほかに相談するところ  
はないかなということでご相談にお越しになりました。

そういうことでありましたので、電波障害の苦情とか電磁波につきましては、  
どういふところにご相談申し上げたらいいんかということで、県にも相談をさせ  
ていただきました。その結果、旧の郵政省の電気通信局の電波部、今現在は総務  
省の総合通信基盤局というところにご相談をされるようにということで対応をさ  
せていただいた経緯がございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、言われている中で、そしたら役場の近くでもそうい  
う電波塔建ってますし、斑鳩町で何基かそういうのが建っていると思うんですが  
、そういう地区での被害とかそういうのは、全く聞いておられませんか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 私ども把握しております中では、そういうことは

聞いておりません。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 私は、単に夜中に消したテレビが急についたりとか風呂がわからなかったという部分はあるんでしょうけども、実際にそれがもとで火事になったりとか、そういうことになったら大変ですので、ぜひとも、確かに報道の中では、電波障害がこれが実際にそうなんだというのはなかなか証明しにくいという部分で、以前にもテレビのほうでそういう放映があったと思うんですが、ぜひとも町としては、今ないということなんですが、実際にその地域の自治会に対して、そういうことがないかどうかを再度調べていただきまして、町としての状況を把握していただきたいと思います。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（小野隆雄君） 以上で、10番、西谷議員の一般質問は終わりました。

午前11時10分まで休憩いたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

次に、12番、中川議員の一般質問をお受けいたします。12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず1つ目の質問であります学校等の建造物の危険箇所についてお尋ねしたいと思います。

このことにつきましては、私自身昨年12月議会で、公共施設の安全管理についてということで質問を行い、一定の答弁をしていただきました。これは、そのころ問題となっていた高速道路の橋げたやトンネル内のジャンカや劣化現象によって発生した事故があったからであります。その際、公共施設とは、住民の生活や社会活動を安全に、また快適に営んでいくためのものであり、常にその安全性と快適さが確保されなければならないものであるところから、定期的な検査や調査が実施されている状況等をお尋ねし、それに対して答弁としては、施設によってその周期は違うが、定期的な点検を実施しており、町の鉄筋コンクリート構造の施設については、ジャンカや劣化現象は起こっていないということでした。私も、その答弁に対して、すぐに補修しなければならない施設もないようだが、今後も常に安全性を確保していただくようお願いして質問を終了いたしました。

。

ところが、ことし4月には、斑鳩南中学校の体育館の雨どいカバーが落下したこともあり、また他町で、橿原市の真菅北小学校では、昨年12月に校舎継ぎ目のモルタル、幅15センチ、長さ50センチが落下し、下を通った女児の頭に当たり、女児は1週間のけがに遭われ、その後橿原市教育委員会が学校施設点検を行ったところ、危険箇所が2,789カ所もあることがわかったそうです。そういうことから、今回は特に学校における安全点検にかかる現在の状況等を確認したいと思います。

まず、斑鳩南中学校で、なぜ雨どいカバーが落下することを事前に点検等で発見できなかったのか。また、その後点検を行ったのかということと、点検はどういう方法で行っているのか。橿原市では、どのような方法で点検作業を実施したのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校の施設管理ということでお尋ねいただいております。

斑鳩南中学校での雨どいの落下につきましては、事前に点検できなかったのかということがございます。これにつきましても、施設管理の中でそれぞれ点検を実施しているわけですが、南中の対応につきましては、早速体育館全体の雨どいカバーの補修を施工いたしまして、落下防止に対応しているところでございます。これにつきましては、体育館周辺すべての雨どいカバーの補修をし塗装をいたしているところでございます。いずれにいたしましても、こうした事故に対して、幸い今回については、負傷というような大事には至らなかったわけですが、学校管理する者として、十分今後も点検をしながら、安全な学校施設になるように対応をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、橿原市のごとでございますが、点検作業を実施したということございまして、12月に発生しました、先ほど議員もおっしゃっていただいておりますように、学校の壁面のモルタル落下事故がございまして、その後市の教育委員会がすべての小中学校を対象にいたしまして、ハンマー等でたたくことによる調査、あるいは外壁については目視で調査を行われまして、先ほど言われた箇所数の問題箇所といいますか、危険箇所を判定されています。そして、その後改修計画を立てるということを聞いております。そして、こうした検査については、5年ごとに橿原としては実施していきたいというふうなことも考えられているようであります。

斑鳩町におきましても、特殊建築物検査等によります検査を2年に1回実施し

ているわけでございます。そうした場合に補修が必要な箇所につきましては、緊急等を考慮しながら改修計画を立てながら、学校の安全管理に努めていきたいというふうに考えておりますし、今後も事前調査等をより慎重に行う中で、落下事故等々の事故のないように施設の安全管理に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 南中学校の雨どいの落下については、幸いけが人もなかったということで、また事前に補修を行わなかった理由についてもある程度は理解できますが、今後はこういったことのないように施設の整備に努めていただき、大事に至らないうちに補修をしていくため予算の確保についても特段の配慮をしていただきたいと思いますし、次の質問に移りたいと思います。

2つ目の学校等の安全対策について。

町長は提出議案説明で、学校施設の安全対策について、安全確保マニュアルを作成したことや、本議会に防犯カメラの設置などに係る補正予算を提出する旨の説明をされました。

そこでお聞きしたいのは、そのマニュアルとは具体的にはこういった内容のものであるのかということであります。と申しますのも、提出された補正予算の内容は、当然大阪教育大学附属池田小学校での殺傷事件を想定したものだと思いますが、防犯カメラなどを設置するだけでは、とても防ぎ切れるものではないと思うからであります。ああいった暴漢の進入を防ぐには、出入口を完全に閉鎖し、すぐに乗り越えられるような低いフェンスがあるなら、もっと高くする必要があるのではないかと思うからであります。このことについては、どういうお考えをお持ちなのか。また、マニュアルにそういったことも含まれているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校の安全確保マニュアルの内容についてのご質問でございます。

これにつきましては、教育委員会事務局のほうで原案を作成いたしまして、当町の校長会、教頭会等で内容について十分討議を行って、最終教育委員会での了解を得て作成したものでございます。

このマニュアルにつきましては、町長も提出議案説明の中に申し上げましておりますように、町立の幼稚園、小学校、中学校に対します統一的なものでございまして、これをもとに各学校、幼稚園におきまして、それぞれの実態に合わせた

対応をお考えいただくということになっております。

内容でございますけれども、1つには、登下校園児の対応、2つ目には、登校後の対応、そして3つ目には、下校・降園後の対応、そして4つ目にその他と分けましてそれぞれの状況におきまして対応すべき内容を列挙したものとなっております。

そんな中で、主な内容を申し上げますと、登下校時についてでございますが、これにつきましては、幼稚園におきましては保護者の複数による送り迎えの指導をお願いをしているところでございます。幼稚園については、以前から保護者の送迎ということをお願いをしてきているところでございます。小学校につきましては、集団登校を実施いたしておりますので、集合場所までには保護者の付き添い等をお願いしているところでございます。

次に、登校後の対応でございますが、これにつきましては、児童は全員登校した後、正門以外の出入り口の閉鎖をいたしております。来校者に対しましては、教職員による声かけ、気がついたら声をかけていくということで、教職員のほうにも指導をいたしているところでございます。

次に、来校されました方への名札の着用、これは事務所を通過して校舎内に入りたいということ、表示等で校門に指示いたしております。所用にいられた方については、そういった名札をつけていただくということをお願いをしています。

それから、もう1つは、避難体制の確立等々を考えておるところでございます。

もう1点、質問者もおっしゃっていただいておりますフェンスを高くしてはどうかと、こういうことでございますが、今回の作成いたしましたマニュアルには、そうしたフェンスの関係については入っておりません。そうしたフェンスを高くしたとしても、進入者を完全に遮断するということは困難ではないかというような考えがあるわけでございます。学校というのは、一方では開かれた学校運営をしなきゃならないと、こういうことから、今日まで校門もあけてありますし、どこからでも自由に入れるというような状況で住民の方々に入らせていただいておりますが、先日の池田小学校の件があって以来、一応門については、正面玄関、事務所から見える正面玄関のみをあけて、後は全部閉鎖しているという状況でございます。そうした対応をしてきているわけでございます。

また、こうした完全に閉鎖するというようなことになると、地震や火災、

あるいは緊急事態への対応も非常に困難になってくるというようなことから、そうしたことへの対応も必要だというようなことも考えているところでございます。

そうしたことから、進入者に対します方策といたしましては、先ほども申し上げましたように、教職員によります来校者への声かけ等による早期発見が最も重要であるというように考えております。それをカバーする一つの方法として、今回の防犯カメラの設置、そして各教室への防犯ベルの設置をしてみたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） ただいまの答弁で、いろいろなことを想定しながら、マニュアル

ルの作成、または今回の補正予算の提出となったと推測しますが、今後は学校や幼稚園と連携を密にして、今回作成されたマニュアルが絵にかいた餅とならないよう周知徹底していただいて、そのことによって当町の子どもたちが安心して学べる教育環境づくりをしていただくようお願いいたしまして次の質問に移りたいと思います。

3点目の高齢者の入浴事故についてであります。その理由の多くは、心臓病ではなく意識障害を伴う熱中症の一種だということが東京消防庁の調査の結果であり、寒い脱衣所で衣服を脱ぐと血圧が上昇し、熱い湯につかると血圧が急低下する。この体調の変化に伴って一時的に意識を失う障害が起きると言われています。入浴中の突然死は、毎年冬季に集中しており、全国で約1万4,000人にも上ると言われています。このうち約8割が、65歳以上の高齢者ということでもあります。

ここでお尋ねしたいと思います。斑鳩町には、高齢者の方が利用される公衆浴場として、ふれあい交流センターいきいきの里と、東、西の各老人憩の家がありますが、高齢者の方の入浴事故を防止するためにどのような安全対策をされているのか、また冬季に脱衣所の温度管理等の体制はどのようにされているのかをお尋ねします。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ただいま冬季におきます脱衣所と風呂場の温度差が激しいので、お風呂に入られたときに倒れる人がおられるということで、当町にあります高齢者が利用される施設でのそういう安全対策についてご心配をいた

だきご質問をいただいております。

まず初めに、ふれあい交流センターいきいきの里につきましてお答えを申し上げます。

まず、入浴者の数にもよりますが、30分から1時間ごとに浴場の点検や水質検査のときに使用します水の採取とあわせまして、また脱衣場の清掃などを行うときに際しまして、職員がその浴場内に異常がないかというのを確認も行っているところがございます。また、高齢者の方が1人で入浴をされるときに、特に入浴事故等の異常がないかの確認もしているところがございます。しかし、1人でその施設を利用される方につきましては、少し休まれてから入浴をされるようにしてくださいよという一声もかけさせていただくなどの対応もさせていただいているところがございます。

次に、脱衣場の温度の関係についてでございますけれども、まず脱衣場には単独で空調設備を設置いたしております。特に今議員も申されてますように、冬季につきましては、脱衣場と浴場内との温度差が出てくるということで、脱衣場につきましても温度管理につきましては、職員のほうで徹底をして、余り差が出ないような形で調節もやっていたらというところがございます。そういうことから、脱衣場におきましても、適度な温度が確保されている状況となっているところがございます。

続きまして、老人憩の家についてでございますけれども、特にこの施設の利用者は高齢の方が利用されるということで注意を払っているところがございます。入浴される直前に、利用者の方には、入浴札というのをお渡しをさせていただいております。その札の番号で、だれが今入浴をされているかというのを確認をしております。職員も利用者の方とは顔なじみでございますので、いつもよりその方が長い間入浴されていると思われるときには、浴場に様子を見に行くよう心がけてもいるところがございます。特に、浴場に1人しか入っておられないという状況のときには、浴場に様子を見に行くように心がけてもいるところがございます。ただ、1人で入っておられるということにつきましては、何かあった場合にはだれも気づかないということにもなりますので、特に注意を払って職員は対応をしてくれているところがございます。

次に、脱衣場の温度の関係につきましては、ここは、この施設につきましては、脱衣場のところに単独でそういう空調設備を設置はいたしておりません。ただ、脱衣場とロビーの間に扉がございますけれども、男子の脱衣場には扉をあけたままのれだけで使用されているような状況なので、ロビーのそういう温かい空



気が脱衣場のところまで入ってくるのではないか、入ってきて適度な温度を確保をしているような状況になっております。女子の脱衣場につきましては、扉を閉めて入浴をされるという方もおられますので、常に浴場の温かい空気が入ると、またロビーからも人が出入りをしますので、これまで特に脱衣場が寒いというご意見も伺ってはおりませんが、今回議員からこういうご心配をいただきご質問をいただく中で、脱衣場に人のいないときには、そういう扉を開放いたしまして、ロビーからの温かい空気が入って循環できるような形で特にそういう施設運営をやっていききたいなど、このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 今後も、事故の起きないように、脱衣場の温度管理もしていた

だき、またお願いをいたしまして次の質問に移ります。

最後の4点目は、斑鳩町の正午になるサイレンについてお尋ねします。

正午を知らせるサイレンはうるさいと聞かれますが、斑鳩町総合計画の中でも、「歴史と文化が暮らしの中に息づく新斑鳩の里」というキャッチフレーズもありますように、もっと斑鳩らしいもっと時代に合ったメロディーにすべきでないかと思っておりますが、見直す考えはないのか、お尋ねいたします。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 中川議員がおっしゃっている、サイレンはやかましいと苦情

を聞くとのことですが、正午に鳴らしているサイレンの吹鳴時間は15秒であり、サイレンの聞こえる範囲は2キロ四方まで聞こえている中、住民の方々にはサイレンが聞こえると正午であるという認識が定着しておりまして、昼間の活動下におきましては、時報がわりになり、有効に利用いただいているものと考えております。

現在、役場に備えつけのサイレンを鳴らしているのは、正午を知らせるという目的もありますが、異常に備えてサイレンが正常に作動するかどうか点検も兼ねてでもありまして、そういったことから毎日鳴らしているものでございます。

近隣町村では、メロディーを正午に鳴らしているところもありますが、当町の場合、万一の火災や非常災害時にはサイレンにより町消防団の招集や町民への警告などの周知を行う有効な伝達手段としての活用をしているため、毎日のサイレンの動作確認は必要であると考えており、メロディーにかえると完全な点検がで

きなくなるものと考えております。

そのため、現段階におきましては、サイレンのかわりにメロディーを鳴らすように見直すとの考えについては持っておりませんので、よろしくご理解を賜りたいとお願い申し上げたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 今の答弁で、非常時に備えてサイレンが正常に作動するかどう

かの点検を兼ねて毎日鳴らしているということはわかりました。

ここでちょっと2、3点お聞きしたいんですが、サイレンの音量の調節はできるのかということと、今の音量が最大で、それがたまたま2キロ四方なのかということと、その15秒は何で15秒かということと、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 音量調整につきましては、できます。これが最大であるかど

うか、ちょっと私今承知しておりません。

それと、15秒はなぜ15秒にするのか。大体その15秒ぐらい鳴らしますと、およそそういう正午という関係の伝達がいきやすいだろうというようなことだろうと考えておりますけども、なぜ15秒かというのは、それは恐らくそういった観点からされておるとということと、15秒鳴らせば大体そのサイレンが正常に作動しているということの確認もできるだろうという中でされておると思います。

○議長（小野隆雄君） 12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 2キロ四方で斑鳩町全域にはわたってないと思うんですが、この2キロにこだわらず、また15秒にもこだわらなくていいのであれば、音量の調節もできるということですから、少し音量を下げてもらって秒数も短くしていただけたらありがたいなと思いますので、その辺を要望いたしまして私の一般質問を終わっておきます。

○議長（小野隆雄君） 以上で、12番、中川議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時31分 休憩）

（午前 1時00分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

続いて、13番、喜多議員の一般質問をお受けいたします。13番、喜多議員

。

- 13番（喜多郁子君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。2点ほど通告をいたしておりますので、1点目の青少年問題についてから質問をさせていただきたいと思っております。

青少年問題を質問するについて、一体何歳までを青少年と言うのかというのがわからなかったので、調べてみました。これは、奈良県が定めている青少年健全育成条例というのに基づいて、18歳未満の者までを青少年と言うということでございます。なお、少年法においては、14歳未満の者を適用をするということでございます。

現在、最も多発しております万引きや傷害事件等刑法に触れる行為をした犯罪少年、刑法以外の、例えば覚せい剤取締法、それと薬物及び劇物取締法違反や条例等の特別法に違反した特別法犯少年等さまざまな非行少年について、今、深刻な社会問題となっております。これらは、強盗、窃盗、傷害、恐喝等、または集団による凶悪粗暴な犯罪の内容であり、年々刑法犯は低年齢化の傾向にあります

。

さらに、平成12年度は、全国的に特異すべき重大な少年事件が相次いで発生しまして、私たちに衝撃を与えました。現代社会は、テレビ、雑誌、インターネット、ビデオ、テレビゲーム等、判断する劣悪な情報が家庭内へ容赦なく飛び込んできております。そのような情報過多時代となり、青少年の非行が日本の経済成長期に差しかかる昭和50年代後半から60年代前半ごろにかけて多発し始めております。最近では、刑法犯や粗暴犯の凶悪な少年犯罪が増加して、最悪な事態になってきているところであります。

そこで、奈良県ではどのような状況であるのか、また西和署管内で検挙された件数。なお、その中の斑鳩町内ではどうなっているのかをまずお尋ねしたいと思います。

- 議長（小野隆雄君） 栗本教育長。
- 教育長（栗本裕美君） 今、議員ご指摘をいただいておりますように、青少年によります社会を震撼させるような特異な事件が相次いで発生いたしております。大変憂慮しているところでございます。

今、ご質問の奈良県内あるいは斑鳩町、西和署管内でのこういった青少年犯罪の状況はどうかというご質問でございます。

まず、全国の状況から申し上げますと、犯罪少年全体では、平成10年度をピークにいたしまして減少はしているところでございます。しかし、凶悪犯と言われる事件については、平成9年度以降高い水準で推移をいたしております。平成8年には、1,496件と1,500件以下でございましたけれども、平成9年以降につきましては、平成12年度までに2,000件を超えるそういった犯罪が起こっているという状況でございます。

次に、県下の状況でございますけれども、犯罪少年全体といたしましては、平成10年度以降高い水準で横ばいの状況でございます。平成8年度は1,100件、平成12年度1,380件という状況でございます。ちなみに、12年度中の触法少年の補導が大幅に増加している状況となっております。平成8年度には91件、平成12年度では140件となっております。

それから、西和署管内でございます。これは斑鳩町も含めた数字でございますが、平成12年度中の検挙数は、刑法犯少年、いわゆる刑法に触れる行為をした犯罪少年が101件、特別法犯少年、いわゆる刑法以外の、先ほども申されました覚せい剤取締法とか、あるいは毒物及び劇薬取締法違反やその条例の特別法に違反した少年が8件、それから触法少年、いわゆる刑罰法令に触れる行為をした14歳に満たない少年の検挙が6件の115件でございます。

このうち、斑鳩町におきます検挙数は、刑法犯少年が30件でございます。この内訳でございますが、オートバイ盗が3件、自転車盗4件、万引き5件、建造物侵入が10件、傷害8件という内容でございます。

以上の検挙されました少年につきましては、検察庁に書類送検されまして、その後家庭裁判所において調査官が犯罪少年と保護者の実情を調査され、審判にかけられていくわけでございます。裁判官から不処分または保護処分の審判が下されます。保護処分の中には、保護観察処分あるいは児童自立支援施設、養護施設送致、少年院送致がございます。少年院送致の中にも、初等少年院、中等少年院、特別少年院、医療少年院の4種類がございます。このような手続で検挙された少年の指導処分がなされているところでございます。それから、特別法犯少年はゼロ件でございます。触法少年が6件の合計36件でございます。

斑鳩町におきます数字の中で、特別法犯少年はゼロ件でございます。しかし、刑法犯少年が30件もあるということにつきましては、気がかりでございます。少年たちの規範意識、罪悪感の低下傾向があるだけに、学校における生徒指導の徹底と家庭教育力の強化を図る一方、関係諸機関の協力を得てこれらの減少に努めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 今、教育長から、平成12年度中の西和署管内と、それから斑鳩町における検挙数をお聞かせいただいたわけなんですけど、今おっしゃいましたように、特別法犯はゼロであったと、しかし刑法犯少年が30件、それで触法少年が6件と、36件を昨年度にそういう検挙をされている少年がいるということでございます。教育長お述べのように、触法少年の6件は、西和署管内で検挙されたうちのすべてが斑鳩町であるということで、少し心配をしているところでございます。

少し、私も調べてみたんですが、本年度——平成13年度に入りまして、6月末までにもやはり触法少年の検挙が2件あったというふうに聞いております。やはり、触法少

年の処理——処理というか、措置といいますか、そういった法令に基づく処罰を受けるわけなんですけど、刑法少年犯は、やはりオートバイとか自転車の窃盗といいますか、乗り逃げのようなものが多くあって、あと万引きというふうに聞かせていただいております。非常に斑鳩町のJR法隆寺駅周辺で引ったくりというのが多発をしているということで、その治安方については警察も心がけていただいているんですが、これらの少年がこういった行為に出るとということも考えられますし、学校の指導とか家庭の指導とか大変でございましょうが、検討された少年が保護指導というような形で健全に立ち直ってくればそれに越したことはないんですけども、いろいろと問題が多いというのが現状のようでございます。

次、2番目の校内暴力とかいじめとか、また不登校といった問題について少しお尋ねをしてみたいと思います。

県の教育委員会が、8月23日付でしたかしら、平成12年度における校内暴力とかいじめ、不登校といった生徒指導上問題となる県下の公立小学校、中学校、高等学校を含めました中の実態を明らかにしております。この中で特に気になったのは、中学校では暴力行為が非常にふえていると、それも教師に向けた暴力が135件もあったということでございます。もう1つ驚くべきことは、小学校でも発見というような大変深刻な状況を示しているようでございます。

そこで、県の数字は別といたしまして、そういった憂慮すべき実態の中で、斑鳩町内の公立の小学校、中学校がございまして、そのような問題は発生はしていないのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） お尋ねいただいております斑鳩町の小中学校で校内暴力

等についての状況はどうかというご質問でございます。

斑鳩町におきましても、やはりそうした暴力事件が発生はいたしております。こういった暴力事件につきましては、小学校ではゼロでございます。中学校では、16件ございます。そのうち、学校内におきましては12件、学校外におきまして4件発生いたしております。

その内訳でございますが、対教師暴力が7件、生徒間暴力が2件、対人暴力3件、器物損壊4件となっております。対教師暴力では、教師が生徒の喫煙等で発見したときに指導を行ったときに、指導教師に対しまして軽く足蹴りにするというようなことがございました。大きなけがをすとかというふうな状況ではないということをお聞きしております。

次に、いじめについてでございますが、小学校では1件、中学校で3件発生いたしております。その原因につきましては、仲間外れという原因が多くございます。そうした発生を周知したということにつきましては、児童生徒からやその保護者及びスクールカウンセラーからの訴えによりまして発覚いたしております。

そうしたことから、学校で適切な生徒指導や、あるいは保護者との懇談を十分する中で、現在そうした問題はないと、解決をいたしているところでございます。

それから、不登校についてでございますが、小学校では年間30日以上欠席日数のある児童、これは全国の統計で現在長期欠席30日以上ということで規定されておりますので、30日以上欠席日数のある児童については24人、そのうち病気による者が15人、そして不登校児童が7人、その他2人となっております。中学校では、同じく30日以上欠席生徒数は31人ございます。その内訳といたしまして、病気を理由とした者は5人、学校嫌いを理由とした者のうち、学習面を理由とする者が3人、友達関係を理由とする者はゼロ、その他の理由が13件となっております。いわゆる不登校生と言われる者は16人でございます。その他の中には、不規則な生活習慣のために、家庭環境あるいは親子関係がうまくいかず不登校となっている生徒も含まれております。

以上、当町の状況でございます。

それから、暴力行為につきましては、自己の行動の是非を理解させるように厳しく指導し、保護者にも学校の指導について理解を求め、学校と保護者の連携を図りながら対応しているところでございます。

いじめにつきましても、人の痛みのわかる児童生徒となるべく、発生時発覚時

点に即時指導に入り、解決を図るよう努めているところでございます。

また、不登校につきましても、病気以外は学校と家庭が密接な連携を取りながら登校を促す一方、スクールカウンセラー等に相談をしながら不登校生徒の解消に努めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 今、斑鳩町の小学校と中学校の実態をお聞かせをいただきました。やはり、教師に向けた暴力があったんだなというふうに思っております。いじめについては、先ほど教育長がおっしゃいますように、カウンセラーさんを通じたりして解決をしているということでございます。

最近の子どもたちのいじめについては、大変陰湿なものがあって、それが事件に発生するというをよく新聞紙上で知るわけなんです、そこまで斑鳩町の場合は、発覚というか出ておりませんので、いじめというのが、一番非行少年といえますか、そういった行為に移りやすい一番原点ではなかろうかなというふうに心配をいたしますが、学校でやはり早期にいじめ等の状態は把握されまして、カウンセラーさん等を通じてやはり解決をしていただきたいというふうに思っております。14歳から15歳と言えば、思春期の真っただ中でありまして、反抗期に人間として入っていくわけでございますが、その反抗期というのは、我々にも経験がございます、男の方は特に経験が多いんじゃないかなと思うんですが、親にも社会にも理由のない反抗というのが、そういう青春期の反抗であろうと思っております。反抗期のときに、一番精神的な不安定といえますか、大人への第一歩の第一関門ではなかろうかと、そのように思っております。

私たちの時代には、そういった経験をくぐりながら大人に成長するわけなんです、犯罪まで及ぶような過激な行為は余りなかったような気がいたします。古きよき時代と言えばそうなんです、現代の子どもたちがなぜこれまでに凶悪になれるのか、そして何が彼らをそういうふうにするのか、推しはかることはできませんが、言論の自由とか表現の自由とかという名のもとにおいて、テレビや雑誌の低俗な記事や写真、青少年の純粋な精神をむしばむ元凶ではなかろうかというふうに私は思います。

そして、今家庭の中で、テレビという存在が大きな位置を占めております。おかさんたちは、子どもの守りをするのにテレビにお守りをさせているという状態もよくあるわけなんです、そういったテレビの虚構の世界を幼児期から見て生育をすれば、それはやっぱり現実と虚構の区別がなくなって、正邪、善悪の判

断ができなくなるのは当然ではなかろうかというふうに私は思っております。

そして、戦後の自由と平等という民主化の教育改革に起因するものはないのか。先生も生徒も皆平等という、先ほどからお聞かせいただいている生徒が先生に暴力を振るうということは考えられないこととございます。そういった平等という教育というのが、今教える者と教えられる者の区別というものがなくなっていると。親には感謝をする、相手には思いやりを持つ心、弱い者の力になってやるといった、人間としての基本的なルールを失っているのが現状の子どもたちではないだろうか、そういうふうに思います。

日本国憲法にのっとり、教育基本法は、「教育の目的を明示して、教育の基本を確立するために」といって、その第1条に、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」とその理想を高らかに掲げております。人間に必要な基本的な道徳が欠如している現代の家庭教育ですが、家庭は最も小さな社会構成単位であります。教育の出発点は、まさしく家庭であります。この原点があって、学校や地域社会があり、そして国家が成り立っているわけですが、日本は今社会全体がたがを失って閉塞感が漂っています。社会を構築するための哲学や理想の復旧が必要ではないのか、青少年の犯罪は人間関係の軸となる家族、家庭の崩壊がもたらす警鐘のような気がしてなりません。そんなことをして恥ずかしくないのか、笑われるぞという廉恥心は、人間の教育において育成されるべき最初の徳の一つであると、5,000円札の顔である新渡戸稲造さんは、今からちょうど100年前に、英文の著書で『武士道』を発刊しました。今、この本が静かなベストセラーとなっているようでございます。お読みになった方がいらっしゃると思うんですが、その『武士道』の、いろいろと中身は、内容が内容ですから厳しいものがありますが、新しい世紀をこれからの子どもたちがどのように生きていくのかという、この本から打開策が見出されるのではないかと私は思っております。

そういうことで、青少年問題の犯罪について、質問やら私の意見等を述べさせていただきますけれども、いつの時代でもやんちゃな子どもというのはございまして、そのやんちゃな子どもほど大きくなって出世すると言われてたりもするんですが、最近の子どもたちのやんちゃさは、やんちゃの域を乗り越えて、人を殺したり犯罪を繰り返したりする凶悪なものであるということに、私も一人の母親でございまして、心を痛めているということでこの質問は終わります。



次に、2番目の教科書の採択の状況についてお伺いしていきたくと思います。

最初に、6月議会で私教科書の問題について若干質問させていただいておりますので、その続きと聞いてくだされば結構なんですが、第2採択地区の協議会の委員を採択後公表をするというふうに教育長は答弁をしていただきましたので、どこでどのような形で公表をされておるのか、そしてその公表の委員の方々のお名前をお聞かせください。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この協議会の公開につきましては、今事務局をさせていただいております大和郡山市のほうで情報公開をしております。申請があれば、そちらのほうで内容等について公開をしていただくということになっております。

それから、委員の氏名ということでございます。これは、前回のも申し上げておりましたように、採択協議会終了後協議会の委員については公表をさせていただくということで答弁をさせていただいております。

この委員の構成につきましては、大和郡山市、生駒市、それから生駒郡の平群、三郷、安堵、斑鳩町の各2市4町の教育長、そして大和郡山市、あるいは生駒市の2市の教

育委員の代表——委員長でございます。それから、生駒郡の教育委員の代表として平群町の教育委員長に出させていただいております。それから、大和郡山市、生駒市の2市の保護者の代表1名と、生駒郡の保護者の代表1名という構成になっております。

氏名についてでございますが、大和郡山市の教育長山田勝美氏、それから生駒市教育長の尾山啓作氏、平群町教育長の奥田収氏、三郷町教育長の實光一浩氏、安堵町教育長の久保和秀氏、それから大和郡山市教育委員の代表で毛利昭氏、生駒市の教育委員代表で松尾良行氏、生駒郡の教育委員代表として浅野勝氏、大和郡山市の保護者代表として久保佳司氏、生駒市の保護者代表として吉本雅浩氏、生駒郡保護者代表として米田明生氏、そして私斑鳩町の教育長として栗本、構成メンバー12名で採択協議会をいたしております。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 今、お名前を聞かせていただいたので、次の2番目のそのメンバーの方々に協議会を開催をされたと思うのですが、協議会を開催されたその日数と、その経緯について教えていただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 採択協議会の開催日とその経緯ということでございます

が、本年の4月、13年の4月25日に、6市町、いわゆる大和郡山市、生駒市、そして生駒郡4町の教育長連絡協議会を開催いたしまして、今回の第2採択地区の教科用図書の採択に当たります打ち合わせをさせていただいております。

この連絡協議会の中では、今申し上げました協議会の運営についてを課題といたしまして、採択に関する諸課題について、それから協議会委員の選出方法について協議をいたしております。

それから、5月の21日に教科用図書第2採択地区の第1回採択協議会を開催いたしまして、研究員の委嘱、また採択協議会の運営計画について審議をいたしたところでございます。

そして、7月11日に第2回目の採択協議会を開催いたしまして、小学校用教科用図書の選定について審査をいたしたところでございます。

それから、7月16日には第3回目の採択協議会を開催いたしまして、中学校用の教科用図書の選定について審議を行っているところでございます。

以上、協議会の開催日とその経緯についてでございます。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 今、簡単に経緯というか、スケジュールのようなものを聞いたんですが、4月16日の第3回に開催されております中学校用の図書ということで、これが最終でございますね。そうすると、後先になって大変恐縮なんですけど、メンバーの中に新しく今回入られました保護者の2名の方の選出の方法というのを、すみません、後戻りしますが、教えていただけませんか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 保護者代表ということで、PTAの会長さんがそれぞれ入っていただいております。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 保護者というか、PTAの会長さんが入られた。どこの採択地区も大体そのようなタイプというか、PTAの会長さんが参加をされたように聞いております。簡単な経緯でもう少し詳しく教えていただけたらなとは思ったんですが、これはこれで、後でちょっとまた質問しますけれども、もしましたら、ここで中学校とか小学校は前回にやられましたので、来年から使用する子どもたちの教科書はここで決定をされたわけでございます。小学校の教科書、中学校の教科書と、大変数多い中からいろんな選定をされたというのは、ご苦労をかけたなあと、ご苦労があったんじゃないかな、時間的にも相当にそういった

もので忙しかったんじゃないだろうかというふうに考えております。例年でしたら、8月15日が締め切りというふうに聞いておりましたんですが、今回については、何か県のほうでお聞きしましたら、8月1日には決定をしないとイケないというふうに、そのようにお聞かせをいただきましたので、大変7月の16日という日程までに教科書を選定されているという労力に対しては、大変忙しかったんじゃないだろうかというふうに思っております。

それで、採択をされました教科書についてお聞かせをいただきたいと思っております。採択された教科書の出版社名と、それから使用学年は大体1年生から6年生、1年生から3年生というふうになろうかと思っておりますが、教えていただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今回、来年度から使います教科書の採択いたしました出版社名ですね、それと使用学年ということでございます。

これは、教科書は、今も申されておりますように、同一科目につきましては、使用する各学年すべて同じ出版社のものを採用するというようになっておりまして、異なった出版社の教科書ということではございませんので、ご了解いただきたいというふうに思います。

それでは、小学校の教科書についてご報告を申し上げたいと思っております。

国語につきましては、前回同様光村図書出版株式会社の教科書を採択をいたしております。続きまして、書写につきましては、東京書籍株式会社の教科書の採択をいたしております。前回は、光村図書出版の教科書を採択いたしております。社会につきましては、前回同様大阪書籍株式会社の教科書を採用をいたしております。地図につきましては、前回同様株式会社帝国書院の教科書を採択いたしております。算数につきましては、前回同様大阪書籍株式会社の教科書でございます。理科につきましては、前回採択出版社と同様株式会社新興出版社啓林館の教科書を採択いたしております。生活につきましては、株式会社新興出版社啓林館の教科書を採択いたしております。前回は、大阪書籍株式会社の教科書を採択いたしております。音楽につきましては、株式会社教育芸術社の教科書を採択いたしております。前回は、東京書籍株式会社の教科書を採択いたしております。図画工作につきましては、前回と同様日本文教出版株式会社の教科書を採択いたしております。家庭につきましては、前回同様開隆堂出版株式会社の教科書でございます。保健につきましては、東京書籍株式会社の教科書を採択しております。前回は、株式会社学習研究社の教科書でございます。

続きまして、中学校の教科書についてご報告を申し上げます。

国語につきましては、前回同様光村図書出版株式会社の教科書でございます。書写につきましては、教育出版株式会社の教科書を採択いたしております。前回は、中京出版株式会社の教科書でございました。社会、地理的分野につきましては、前回採択と同様大阪書籍株式会社の教科書でございます。社会の歴史的分野につきましては、前回と同様大阪書籍株式会社の教科書でございます。社会の公民的分野につきましては、前回同様大阪書籍株式会社の教科書を採択いたしております。地図につきましては、前回同様株式会社帝国書院の教科書を採択いたしております。数学につきましては、前回と同様大阪書籍株式会社の教科書を採択いたしました。理科の第1分野につきましては、東京書籍株式会社の教科書でございます。前回は、株式会社新興出版啓林館の教科書を採択いたしております。同じく理科の第2分野につきましては、東京書籍株式会社の教科書を採択いたしております。これも、前回は株式会社新興出版社啓林館の教科書を採択いたしております。次に、音楽一般につきましては、前回と同様株式会社教育芸術社の教科書を採択いたしております。次に、音楽の器楽合奏につきましては、前回と同様株式会社教育芸術社の教科書を採択いたしております。美術につきましては、前回と同様でございますが、日本文教出版株式会社の教科書でございます。保健体育につきましては、前回と同様株式会社学習研究所の教科書を採択いたしております。技術・家庭（技術分野）についてでございますが、東京書籍株式会社の教科書を採択いたしました。前回は、開隆堂出版の教科書を使用いたしているところでございます。次に、技術・家庭の家庭分野につきましては、東京書籍株式会社の教科書でございます。前回は、開隆堂出版の教科書を使用いたしております。英語につきましては、前回と同様株式会社三省堂の教科書を採択いたしております。なお、小中学校の障害児学級用の教科書につきましては、普通学級で使用されるものを採択いたしております。

以上が、採択いたしました教科書の内訳でございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 詳しくありがとうございます。ちょっと聞き漏らしたといえますか、ちょっと私、中学校の書写、東京書籍というふうに思ったんですが、もう一度お聞かせください。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） これは、教育出版株式会社の教科書でございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 前回は東京書籍で、今回が教育出版ですか。もう一度、ごめんなさい。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今回は教育出版株式会社の教科書を採択いたしました。前回は、中京出版株式会社の教科書でございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 何遍もややこしいことをごめんなさい。ありがとうございます。ありがとうございました。

今、お聞かせをいただきました。新しく採用されたといいますか、採択された中学校と小学校、ずっと見させていただいた中で、中学校を引いて言えば、理科の分野が今回は前回と違う東京書籍を採用されたということでございまして、後はほとんど前回の採択と同じ出版社のものが採択をされたように、今教育長の答弁の中でお聞きをいたしました。

なぜこういうことをお聞きするかと言いますのは ——私のこの質問の前に、斑鳩の小学校3つと、それから中学校の生徒数ですね、この教科書を使用する生徒数、小学校と、それから中学校の分をお聞かせください。ごめんなさい。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 来年度から教科書を使用する数ということでございます。その児童生徒数はどうかということでございます。これは、13年7月30日現在の数字をもってご報告をさせていただきたいというふうに思っています。これは7月30日の推計でございますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

斑鳩小学校から報告をいたします。斑鳩小学校の1年生が135人、2年生が138人、3年生が138人、4年生が133人、5年生が103人、6年生が107人の合計754人でございます。続きまして、西小学校でございます。1年生が73人、2年生が73人、3年生61人、4年生が64人、5年生が62人、6年生が67人の400人でございます。続きまして、東小学校でございますが、1年生が72人、2年生87人、3年生が89人、4年生が78人、5年生が97人、6年生が97人の合計517人でございます。以上、小学校では1,671人となっております。

続きまして、中学校でございますが、斑鳩中学校の1年生が150人、2年生が155人、3年生159人、合計464人でございます。続きまして、南中学校でございますが、1学年が92人、2年生が106人、3年生が126人、合

計324人でございます。中学校合計で788人となっております、小中学校合わせまして斑鳩町では2,459人となっております。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） ありがとうございます。

それでは、生徒数イコール教科書数になるわけなんです、後で質問するとして、5番目の、今ずっと一連の採択の作業を聞かせていただきました中で、新年度から実施される新学習指導要領が発表されておまして、それをどのようにして考慮された上で今おっしゃられた教科書を採択をされたのか、その辺をもう一度お聞かせください。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 来年度から新学習指導要領が改定されるわけですが、その学習指導要領の基本的な改定のねらいでございますが、小学校では現行の9教科と道徳、特別活動に加えまして、新たに総合的な学習の時間が加えられております。また、小学校の年間授業時間数は、現行より約70時間削減されるということから、特に読むとか書くとか計算するなど日常生活に必要な基礎的あるいは基本的な内容を繰り返し学習させて習熟させることを基本と据えて改定をされています。

中学校では、小学校同様に現行教科に総合的な学習の時間を加えられまして、この年間授業時間数も現行より約70時間削減されております。そして、小学校教育の基礎の上に立って、社会生活に必要な基礎的、基本的な内容を確実に習得させるとともに、選択学習の幅を拡大いたしまして、個性を伸ばすことを目的とした体制がされています。

こうしたことを踏まえまして、教科用図書の検定に合格をされた教科書の中から採択協議会及び教育委員会で慎重に審査、審議いたしまして選定をさせていただいているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 今、採択するにどういうふうな考慮をされたのかということをお聞きしたんですが、新しい学習指導要領が発表されまして、教科書自体も、そのような指導要領に沿って検定を受ける前の教科書はつくられたと思いますし、先ほどからお聞きしておりましたら、出版社そのものについては余り変動はないというふうな、今理解をしております。

私も、ちょっと、第1採択地区、奈良県には7つありまして、1から7までと

、それから私立中学校が8校ございまして、その状況をちょっと調べてみたんですが、あえてここで全部を申し上げると時間がございませぬので、絞って申し上げたいと思うんですが、ことしの採択に当たって、非常に話題というか騒がしかった新しい歴史教科書ということですとずっと繰り返して来たんですけども、奈良県の場合は、今うちの2区を聞かせていただいたんですが、ほとんど第7区まで、第1区奈良市だけが東京図書、後は皆大阪書籍ということで聞いておりまして、私立につきましてはほとんど、大阪とかいろいろございませぬけれども、公立の場合は1社だけが、第1次採択地区の奈良市だけが東京書籍を採用しているようございませぬ。

全国的な傾向はどうなんだろうかということで、私もちょっと問い合わせを試みましたが、まだ全国的な傾向で出版社と教科ごとのトータルというのは、文部科学省でもまだ把握していないということでございませぬので、あえて奈良県だけは調べさせていたいただきまして、騒がしかった歴史教科書については、全国でどこも採択をしなかったわけなんですけども、奈良県の場合は第1次採択地区の奈良市だけが東京書籍で、後は全部大阪書籍であったということをつけ加えさせていただきます。

採択については、私もいろいろと前回からお聞かせをいただきましたし、教科書は、既に皆様よくご存じのように、無償でございませぬ。措置法によって無償で配布されるわけございませぬ。生徒数もお聞かせをいただきました。そういった中で、小学校の教科書、検定を受けた教科書は約300冊、それから中学校は140冊、その中から今のおっしゃる採択につけて選んだ教科書の出版社を聞かせていただいたので、相当な時間と労力が必要であったろうというふうに思っております。

それともう1つ、県のほうでも聞かせていただいたわけなんですけども、前回までは調査員といいますか、先ほど教育長は研究員というふうにおっしゃいましたけれども、検定委員会の中から選択をする、報告をする調査員は現場の教員でありまして、前回までは、1社に絞り込んで、それを採択協議会へ出して、その中から教育委員が採択をしていったと。しかし、今回からは、そういった指導要領もありまして、こういった文部科学省の指導が入りましたので、1点に絞って調査員が採択協議会へ出すということは絶対しないだろうというふうに言いましたので、そういったことはなかったというふうに私も理解をしております。採択権者である教育委員会の指導型の教科書の採択という、本来の職務であろうかと思っておりますが、姿勢に戻すということで、先ほどから申し上げております文部科学省が

そのような指導をしてきたというふうに聞いております。

私も、今回の夏のように、教科書採択に当たって、1点の教科書がターゲットといえますか、的にされて非常な社会を騒がすようないろいろなことがあったということで、教科書について、さほど興味といえますか、関心がなかったわけなんです。そういった検定を受ける前からの情報で、いろんなテレビとか新聞をにぎわしておりましたので、いろいろと調べている中で、教科書というものはやはり真剣に取り組んでいただいで選んでいただかないといけないんじゃないかなと、そのように思っております。

先ほどから青少年問題でも申し上げましたように、学級崩壊や校内暴力等がこれだけ義務教育の中で騒がれているのに、なぜ教科書まで我々は関心を寄せなかったのかということに、私もそういうことではいけないなというふうに思っております。もちろん、先ほどから何遍も申し上げますが、義務教育の教科書は無償でございます、それはイコール税金ということになります。だから、決してこれから無関心であってはならないな、そういうふうに思っております。

私も、こういった採択についてとやかく言う立場ではないということは十分承知の上で今質問をさせていただいております。検定を受けて合格をした教科書を、目録の中から採択協議会の委員の皆さんが一生懸命採択をしていただいた採用に対しては感謝をするものでございますが、やはり未来を背負っていく日本の子どもたち、国の宝であると、このように私は思っております。ですから、私たちが一番大きな責任は何かと言ったら、未来を背負う子どもたちの教育であろうと、そういうふうに思います。

それで、私たちが今憂慮すべき青少年の犯罪の状況とか教育の現場とか、そういったことでやっぱり学習指導要綱、どのように触ったのか、改善されたのか、全部を読むだけの時間は私もありませんけれども、かいつまんで読ませていただきました中で、基本的な視点というところの4項目がございまして、この中の1点でございますけれども、豊かな人間性や社会性、それから国際社会に生きる日本人としての自覚の育成という項目がございまして、日本人としての自覚、これこそ21世紀の国際社会で日本人として誇りを持って自立でき得る人間となり得るか、自虐史観を否定する新しい歴史教科書が、先ほどから申し上げておりますけれども、全国ほとんどの学校で採択はされませんでした。この教科書をめぐって採択させない反対運動が激しくあったわけなんです。そういった出版社に対する評価というのは、それはそのほうであったかどうかはわかりませんが、テレビ等でありました。それで、今の教科書採択に対する反対運動というものについて



、やっぱり民主主義の社会なんだから、それを否定するような行為はどうなんだ、この夏の教科書採択をめぐって私たちは何を教えられて、子どもたちにはどんな影響を与えたのか、それは時間をかけてでも検証をする必要があるんじゃないかなと、私は思っております。

この新しい歴史教科書は、一般に市販されました。発行部数が70万部を超えるという異例のベストセラーとなって国民の方々が読んだという事実でございます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、13番、喜多議員の一般質問は終わりました。

続いて、7番、野呂議員の一般質問をお受けいたします。7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） それでは、一般質問を始めます。

まず第1は、（仮称）総合福祉会館の建設計画は、果たして町民本位であるかどうか、聞きたいと思います。

まず第1に、建設場所はどこか、伺っておきたいと思います。そして、なぜこの場所なのか、伺っておきたいと思います。

2番目は、用地面積はどれだけか、伺っておきたいと思います。

3つ目は、用途制限であります、建ぺい率でありますとか容積率などはどうなっておるのか、伺っておきたいと思います。さらに、駐車場スペースはどうなのか、伺っておきたいと思います。

また、4つ目は、社協や保健センターなどどんな業務、課が入るのか、伺っておきたいと思います。まずは、④までよろしく願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、第1点目のご質問でございますけれども、

（仮称）総合福祉会館の建設予定地といたしましては、法務局の斑鳩出張所の東側で計画をさせていただいております。

なぜこの場所になったかということでございますけれども、建設位置につきましては、平成12年の2月に斑鳩町（仮称）総合福祉会館整備検討委員会というのでいろいろ調査研究をいただきまして、そして報告書として取りまとめをいただきご提言をいただきました。建設予定地としての前提条件が示されているところでございます。

その1つといたしまして、まず自動車、徒歩、自転車等でだれもが安全に利用できること。2つといたしまして、町総合計画の土地利用計画に合致していること。3つといたしまして、環境面に配慮しているという、3つの条件をクリアを

できまして、そして行政、保健、福祉の連携が図れる公共施設整備ゾーンにもこの周辺が位置づけがされていることをあわせて役場周辺を候補地に挙げさせていただいて、現福祉会館周辺の地権者の方々に用地のご協力のお願いをしてみましたところでございます。

しかし、どうしてもその地権者の方々にご協力がいただけないという状況でございました。町がこの施設の計画をするに当たりましては、約4,000平米から5,000平米という土地を確保していかなければならないというところから、建設地につきまして模索を行ってきたところでございます。その中で、用地を協力してもよいというお話もありまして、その地域を限定をさせていただき、地権者の方と交渉を行う中で、先般の担当常任委員会にお示しをさせていただきましたところで予定地として決定をさせていただいたということでございます。

続きまして、2つ目のご質問でございます。用地面積ということでございますけれども、今現在担当常任委員会にもお示しをさせていただいております予定地の面積としては、約4,000平方メートルでございます。ただ、この図面でもお示しをさせていただいている中で、両サイド、東側、西側のところで当初交渉を、ご協力のお願いもさせていただく中でご承諾を得られてない部分がございます。それらにつきましても、今後これとあわせてご協力が得られるような形で働きかけをさせていただきたいとは考えているところでございます。

3点目の用途制限の関係でございますけれども、建設予定地につきましましては、用途地域として第1種低層住居専用地域となっております。この第1種低層住居専用地域の制限でございますけれども、建ぺい率は50%、容積率は80%、高さ制限として10メートル、壁面後退距離としては1メートルとなっております。ただし、この地域につきましましては、第3種の風致地区となっておりますので、その第3種の風致地区の建築制限が、建ぺい率が40%、そして容積率は200%、高さ制限は10メートル、道路からの後退距離が2メートル、そして壁面後退距離が1メートルとなっております。

このことから、ここで建設を進めていく場合につきましましては、第3種の風致地区の建ぺい率の40%、そして第1種低層住居専用地域の容積率の80%の適用を受けているということになります。

そして、駐車場のスペースにつきましましては、我々が計画をいたします中では、34台の駐車場のスペースを確保し、そのうち障害者用の駐車場スペースとしては3台と、このように考えておるところでございます。

それから、4点目のどんな業務、課が入るのかというご質問でございますけれ

ども、斑鳩町（仮称）総合福祉会館、先ほども申しあげました検討委員会報告書の提言の基本理念、基本方針より、福祉の観点から必要と考えております業務につきまして、ボランティアや各種団体の窓口としての地域福祉の第一線で活動をしていただいている社会福祉協議会、在宅の要援護老人等に通所によります介護サービスを提供いたしますデイサービスセンター、理学療法士の指導のもと心身機能の維持のための歩行訓練や体力増進訓練を行います機能回復訓練室、それから公的サービスだけでなく生活指導も含めた保健、福祉に関する相談を受ける在宅介護支援センター、在宅福祉の最前線で活動をしていただいておりますホームヘルプサービスの活動拠点のホームヘルプサービスステーションから言語、運動機能等の未発達児の子ども同士が集団生活の中で機能の向上を図ります療育室、そしてまたボランティア支援室とか福祉機器の展示、そして福祉図書室等を考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 大体の答弁をいただいたわけですが、まずその位置決定につきましては、平成12年の2月に整備検討委員会で報告書をいただいたと。その予定地として、いわゆる役場周辺ということになったということですね。その理由として、自動車でも行きやすい、自転車でも行きやすいところ、それから町の総合計画に沿っているとか、幾つか挙げましたですね。それから、行政に近いとか福祉の連携がとれるとかというようなことでありますけれども、私はそういう理由がすべて当てはまらないではないかというように思うんですね、必ずしも。ここは車で例えば便利かと言えば、一番混雑するところであります。南から来ようと思えば、国道を横断しなければならないし、役場の横を通らなければならないという条件ですね。しかも、その道は広くないということでもあります。それから、北へばかり、役場の周辺といいますけれども、こういう総合的な福祉センターというのは、北に寄り過ぎやというように思うんですね。町民が気軽に来ようと思えば、もう少し南、町の中心部に私は考えられて当然ではないかと。だから、そういった点では、何かこの検討委員会の今いただいた理由というのは、非常に町民が利用する立場から言えば、何か場所的な決定としてはむしろ不便な場所ではないかというように思うわけです。

それから、もう1つは、ここの地域というのは、風致地区だと。用途制限があって、第1種の低層住居専用地域であるとか、それから建ぺい率におきましても、40%ですね。非常にきつい建ぺい率であります。本来を言えば、私は国道から北というのは、斑鳩町はできるだけ原形をとどめると。法隆寺を中心として世

界遺産に周辺が指定された。ですから、できるだけ田んぼなどは、山などはつぶさない。原形保存ということが、私は一番望ましいと思うんですね。それを、町が率先して公共施設をつくるというのは、これはやっぱりおかしいんじゃないかというように思うわけです。

さらに、用地につきまして4,000平米ということであります。これも、確保している用地が4,000平米で、坪数に直すと1,212坪ですね。出してきた図面では、1階の面積はわずかに365坪であります。非常にこれは狭いということですね。さらに、もちろん2階がありますけれども、容積率の関係があるためだと思いますけれども、2階は235坪になっておりますね。

こういうように、40%の建ぺい率。さらに、駐車場スペースであります、34台と言いました。うち、障害者用は3台と。実際この施設というのは、障害者が来るのが多いのと違いますか。この施設は、むしろ健常人を対象とした施設にはなっていないですね。普通、子どもは今まで、健常人も活用できるようなそういう総合福祉センターが望ましいのではないかということも提言してきたわけですが、実態はこれは全くそうはなっておらないということですね。そういう目的から考えましたら、障害者用の車、たった3台しかとまらないと。34台がある中でたった3台と。さらに、軽自動車がそのうち2台なんですね。大体34台ぐらいの駐車場で一体間に合うんかということでもあります。

さらに、私は、これは職員も車に乗ってくると思うんですね。職員の車はどこへ置くのやということになりますわね。このうちで職員が車を置いたら、34台の一体半分以上を私職員の車だけで埋まってしまうやないかという気もするわけですね。そういうことについて、やはりどれぐらい検討をしているのか答弁をいただきたいと。

それから、さらには、入る業務、課についていろいろ言いました。いずれもが、やはり老人や障害者、そういった者に対応する業務であります。私は、役場の横にあります保健センター、これは当然入るものやというように思っておりました。やっぱり連携という関係から考えたら、私は当然保健センターの業務は、総合福祉センターですから、入って当然なんではないかと。しかも、それは入るほうが、いわゆる全体の総合福祉センターとしての機能が充実した形で運営できると、こういうぐあいにも考えとったわけですが、何かこれさえもう入らないということですね。そういうような用地の選定、そして施設内容、土地の狭さから来る施設のいわゆる制限ですね。建物のいわゆる坪面積が少ないということでもあります。

そういうことについて、一体果たして真剣に斑鳩町民全部が利用する、いわゆる年とったら私ども健常人も利用するような施設になったら一番いいわけですが、少なくとも今までの施設やったら、年をとれば、あるいは障害を持てば、すべての人が一生活用さしてもらわんといかん施設なわけですね。実際しかし、そういうぐあいには受け取れないというように私は思うわけです。そういう点で、もう一度答弁を求めておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、議員もご指摘をいただいたわけなんですけども、駐車場のスペースに関してましては、今担当常任委員会にご提示をさせていただいた中のものにつきましては、職員が検討委員会の提言をもとにして、今現在用地のご協力がいただける範囲の中で、そしたらどういう施設のものが考えられるかということで考えさせていただいてこういう形でさせていただきました。

そして、その中で、当然障害者のスペースの分としては3台、トータル的に34台の部分しか駐車場としてはしておりませんが、見ていただきましたらわかりますように、北側におきまして、スペース的に敷地の余裕が今現在あるところがございます。そういうところもありますので、公用車等、そして職員の駐車場等の確保もこういう形になろうかと、確保はできるのではないかというようには考えております。ただ、実際建築士等をお願いをし、いろいろ設計をしていただく中で、こういう形が少しは形態として変わる可能性もある中で、今議員もご指摘いただいているような形の駐車場のスペースとしては、もう少し確保もできてくるのではないかというようには考えております。

保健センターの機能も併設するような形でというようなご指摘もいただいておりますけども、先ほども申し上げましたように、当初に用地のご協力のお話をさせていただきながら、まだご協力のご承諾をいただけてないところが東西のところがございます。このところで、今現在計画をしていることも相まって、並行してこの用地のご協力もお願いにまいっていきたいということで考えておりますので、委員会にもお話をさせてもらっておりますが、そのときには少しは変更をさせてもらわなければならないということもお願いも申し上げておりましたので、その辺もあわせて考えていくなれば、ご協力をいただけるということになれば、最終的には保健センターの併設も考えていけるようには担当としては考えているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 私は、この用地自体が非常にあいまいなままで計画されて

いると。狭いのに、今から努力をするんだと、さらに用地を確保するんだと、こういう言い分ですね。しかし、これは、今まで一生懸命やってきたんでしょ。やってきてしょうがないから現在の用地しか一定めどがつかないと、4,000平米しかね。ですから、そこで絵をかかなしょうがないなということで、図面をかいて示しておるわけでしょう、具体的にかかるというんですからね。もし、今言ったように、隣の用地、そういうものが確保できなかつたら、現在のままになるわけですよ。そうすると、本当にいわゆる、何と申しますか、機能を十分発揮し得ない、そういう施設しかなり得ないと。

私は、総合福祉センターというのは、今まで私自身担当常任委員会に入っておったときに、幾つか見に行きました。何年かにわたってですね。それらは、いわゆる2つの型があったと思うんですね。例えば、具体的に言えば、クワハウスの的な要素を取り入れた當麻型とか、これは全国各市町村にたくさんありました。あるいは温泉を併設したり、それから大きな風呂を併設したり、それから健康器具を併設したり、それから風呂の中を砂利なんかを入れて歩く、いわゆる機能回復訓練ができると、そういったものをつくったり、いわゆる健康保持のためにも、障害のいわゆる回復というだけではなくて、日常的な健康保持のためにも活用できるような総合福祉センター、そういうものがたくさんありました。見てきました。

もう1つは、いわゆる障害者、老人、そういう方だけが利用するという施設ですね。例えば平群なんかにありますけれども、そういうところもたくさんありました。しかし、そういうものを見ますと、非常に何か、普通一般の人と、あるいは子どもたちとも触れ合うというような場がないわけですね。その方たちだけのいわゆる利用ということであります。私は、こういうものは余り好ましくないのではないかというような提言もしてきたわけですが、そういうものが広く、議員の間でもそういうイメージを抱いておったというように思うんですね。ところが全くそういうものが否定されたと。

例えば、場所についても、この決定までにいろいろささやかれておりました。用地はもっと南で確保したらいいのと違うかと、こういう意見ですね。実際現在のところだったら値段も高いたろうし、またしかもさっきも言ったような、その風致地区等の条件から言っても余り適当でないと。南へ行けば、現在道路につきましても、都市計画道路の法隆寺線というのをつくっているわけですね。小吉田、あの辺の付近でしたら、農地があると。あの辺の人からも、次の大きな施設といったら総合福祉センターですよというような話をいたしますと、ぜひともうち

らのほうへ来ないかなというような声も聞いているわけですね。きょうも同僚議員と話をしとったんですけれども、あの辺やったら、大体調整区域、今、一般的な売買値段はどれぐらいするのかと聞いたら、大体坪10万やというわけですね。そしたら ——あんたがそんなこと言うたってしょうがないやないか。それは同僚議員が言うとなんか。否定したってしょうがないですよ。調整区域やったらそういう値段だというわけですね。実際、私、農業委員会におりましていろいろお百姓さんらの意見を聞くわけですよ、考えを。そうすると、實際上、米については全く展望がないと、田んぼについてはね。ですから、よけい休耕しておるわけです。

そういう方たちは、やはり自分の農地を、処分ができれば処分したいという希望は十分持っておるんですね。それはそうですよ、実際言ってね。何とか公共機関で買ってくれないだろうか、民間売買であったら税金が高うつくから、むしろ町なんかを買ってくれたら、それは一番ありがたいと、そういう希望を持っておるわけですね。

ですから、その用地確保が難しかったら、なぜそういう努力をしなかったのかと。場所的に言っても、道路も広くなると。そういう場所が探せるのに、何でそういうことになったのかというのが、私の疑問点なわけです。そういう点について、もう一度答弁求めておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 何度も同じお答えになろうかと思いますが、我々といましては、先ほどもお答えをさせていただきましたように、種々検討をする中で、福社会館の整備検討委員会の報告書でご提言をいただいた中で、そしてまた総合計画の中の公共施設のゾーンというところも勘案する中で、我々といましてはこういう形で決めさせていただいたというご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） それでは、次に移ります。

⑤番目ですね。土地の所有者は、一体何人で、この4,000平米、その氏名と、どの地域の人か、伺いたいと思います。また、その中に、助役や前助役が入っているといううわさがあるわけですが、これは事実かどうか、尋ねておきたいと思っております。

それから、⑥番目であります。地域消防の第2分団の詰所建設の借地に対し

て私は反対したわけでありますが、用地は買収するのか借地なのか、伺っておきたいと思います。

そして、さらに、イとして、各人別借地面積はどれだけなのか。それから、ロとして、個人別年間借地料は幾らか。全体の借地料は幾らになるのか。ハとして、借地であれば借地料の計算根拠、方法はどのような計算方法かということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、1つ目の件でございますけれども、現在所有者の方の中に現助役も含まれており、地権者の数は5人の方でございます。

それから、各人の面積というご質問でございますけれども、個々のお名前は差し控えさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をいただきたいと思っております。

個々の面積につきましては、分筆図面等がございまして、机上のところでは実測をした面積でお答えをさせていただきたいと思っております。先ほども申しましたように、トータル的には約4,000平方メートルでございますが、その内訳といたしまして、A氏につきましては約1,000平方メートル、そしてB氏につきましては約660平方メートル、C氏につきましては約1,000平方メートル、D氏につきましては約550平方メートル、E氏につきましては約750平方メートルという内訳になっているところでございます。

個人の借地料という考え方とその借地料の算出根拠ということでございますけれども、全地権者の方々には、借地での用地のご協力がいただけるということで了承を得ておりますけれども、ご質問いただいておりますように、まだその借地料につきましては、確定までには至っておらないということでご理解をいただきたいと思っております。

算出根拠等に関係することにつきましては、消防第2分団の詰所の用地の借地料の事例とか近隣の定期借地の事例等もありますので、それらも参考にしながら協議を進めてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 私は、大体公共用地について、借地にするということは、これは好ましくないと、やっぱり町が永久的に使う施設ですからね、これはやっぱり町として取得をしておくべきだというように考えておるわけですね。それをまずやったのが、町内消防の第2分団の消防コミュニティセンターですね。これ



は今建築をしておりますけれども、法隆寺の門前であります。

これは、内容としては、ご承知のように、面積は1, 287平米ほどでありますね。坪数で言えば、400坪弱であります。消防車2台の車庫でありますとか団員33名分の詰所、便所、備蓄倉庫、有事の駐車場。これは、火事が起こったときに駐車場に使う広場ですね、そういうもの。それから、ここも風致地区条例によって緑地帯で敷地の20%以上が必要だと。それから、50年の定期借地権で借りたわけですね。賃貸料は、近辺の定期借地権付分譲住宅の単価から1平方メートル当たり1,400円プラス固定資産税、都市計画税を加算したものである、こういうことでこれは契約をしたわけです。さらに、内容としては、賃借料は、物価変動を考えて10年ごとに協議すると、また土地を買い取ってほしいという申し出があったときは、誠意をもって当たると、そういうようないわゆる約束もあるということですね。

それで、この土地は、駐車場で借りておったときには、60万円やったわけですね。それが、いわゆる年間270万円で借りると、こういうことになったわけです。そういたしますと、このときに私は買うべきだという主張をいたしました。例えば坪60万円で買って、200坪買って1億2,000万で買えるやないかという話をしたわけでありまして。借地料が年270万円ということになりますと、50年借りたら1億3,500万円かかるやないかと、こういうことから言って、果たして損得勘定から言って一体どうなんかと。ですから、これはやっぱり、こういう計算はきちっとせないかんと思うんですね。今回それを一体したんかと、私は言いたいわけです。

借地料、消防の第2分団と同じ額といたしますと、1平米当たり1,400円ありますから、4,000平米と、560万円ですよ。560万円プラス固定資産税と都市計画税を持たないかんということですから、恐らくこれは600万円を超えるでしょう、年間ね。600万円といたしましても、50年借りたら3億円なんです。3億円払わんと、50年でね。それで、例えば買収したとしたら、1,200坪。田んぼですから、今例えば30万円ということにいたしますと、3億6,000万なんです。借地料やったら3億。買ったなら3億6,000万。50年たったら、しかも借地やったらどこへいかんなんかわからんと。買い取り請求があってもまだ買い取りせないかん。これよりふえるわけですね。恐らくふえるでありますよ。

そういうことを考えたら、果たして決めた皆さん方は、本当に町の今苦しい財政の上からも、あるいは町の総合計画から言っても、場所的な面から言っても、

本当にこれが町民の総合福祉センターとして適当な土地なんかどうかと。場所的にも金銭的にも、私はこれは本当にちゃんと納得のいくような説明をしてもらわないと、どの町民もだれしも、私はこのことを聞いて、2、3の町民に話をしましたけれども、納得しませんよ、これは。何でもっと安い土地があるのにこっちへ持ってきてくれへんのやと、何ぼでも協力するがなというのが、数少ない人ですけれども、南のほうの人はそう言うとるんですよ。そういうことから考えて、私はどうしても納得いかんと。

さらに、今の答弁では、前助役や現助役の用地があるんかと聞きましたね。そしたら、あるという答弁だったと思うんですね。これがもう一つ私には腑に落ちんということですね。やっぱりそれは、町民に誤解を与えるのではないかと。どこから考えても、私は誤解を与えるのではないかというように思うんです。

なぜなら、私どもは、先だって政治倫理条例というのをつくりました。これは、町長

と議員が対象であります。そのときに、皆さん方——助役、収入役、教育長は、町長が任命するんだからそれは全く同じだと、同等のいわゆる責任があると、考えられるということで、議員の多数によって外したんですね。皆さん方もそれは承知したと。

この斑鳩町の政治倫理条例には、しからばどう書いてあるかと。目的は、第1条で、「この条例は、町政の担い手たる町長及び町議会議員が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、町民全体の奉仕者としてその人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、町政に対する町民の信頼にこたえとともに、あわせて町民にも町政に対する正しい認識と自覚を喚起し、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする」と、こう書いてあるんですね。町長、議員に適用されているわ

けですよ。町長に任命された皆さん方——助役、収入役、教育長も、即いわゆる同じことが言えると、そういう政治倫理条例なわけですよ。そのことから見ても、私はやっぱりおかしいのではないかというように思うんです。

第2条には、「町長及び議員の責務並びに政治倫理基準として、町長及び議員は、町民の信頼に値する倫理性を自覚し、その高潔性を実証するとともに、常に町民全体の利益を擁護し、公共の利益を損なう次のようなことがあってはならない」として、1項では、「町民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為はし

てはならない」と、こう書いてあるんですね。

そしたら、町のその主要な重要な施設をつくるのに、何でわざわざ前助役や現助役の

土地を売ってもらえんと、貸してもらうんやと、こういう——普通やったら、私は、例えば町の役職をしておったら、今までいろいろ無理を言うてきました。職員に頼んだ場合、あるいは役職の人が土地を持っておる場合に分けてくれというた場合に、泣く泣く無理無理、これはしょうがないなど、私も役場の職員をしているから、役職をしているから協力しましょうと行って、無理やり頼んで、ほとんど土地を、助役とこもそうやったというように私は過去を振りかえれば思うわけですけれども、そういうことで協力も求めてきたわけです。しかし、だから町民は納得したんですね。しかし、それがやっぱりそういうことについては、私は少なくとも理事者、他に用地がなかったんかと、何で三役の土地を、買えないと、売ってくれと言っても売らんと、しかも借地やと。普通一般の町民から言えば、1億円で、例えば金あったら、あるいは2,000~3,000万でもあれば、土地を売って銀行へ預けても、金利ほとんどないわけですよ。だから、そういう点では、土地は貸したほうが徳やという考え方なんです。これは、消防コミセンのとき私言ったんですね。そしたら、何とええ方法やなど。今みたいな金利のないときに、そんなもの売ってもろうたら、こんなパラパラやと。銀行へ預けといたってそんなもの何も金利つかへんねんやと。そしたら、年間270万円ですか、で借りてもろうたら、これは本当に徳やと。それで、しかも50年先には返してもらえるやないかということですね。

そういうことから言っても、この政治倫理条例のいわゆる規定から言っても、私は助役の立場から言っても、これはやはり返上をすべきだったというように思うんですね。今からでも遅くないと。ぜひとも私は、助役さんがこの政治倫理条例をつくるときに、私は助役にも厳しく言いました。何で名前を連ねへんねんやと、いうことを言いました。しかし、それは議会との関係があっている、こういう町長と議員だけの適用に落ちついたわけでありすけども、しかし精神はね、あなたも受け入れたわけでしょう。いわゆる私は町長と一心同体だということ、こういうことに規制されますということをお前は言ったはずですよ。考えたはずですよ。

そういうことから言っても、私はやっぱり今回のこの件については、だれも容認しないと。議員の私は、こそこそ話ですけども、同僚議員と話す中でも、何人かの議員は、これはやはりよくないということ、やっぱり表明している人も

おるんですよ、これは。

私は、そういうことから言って、このことについては、ぜひとも再検討を三役  
にお願

いしたいと。下部、部下の者は、下の者は ——それは検討委員会がどういう形で私はメ  
ンバーにされたんか知りませんが、そこまではもう言いませんけれども、や  
っぱり今回の件については、理事者自身がきちっとした判断をしないと、やはり  
町民全体、私ども議員にも、また職員にも誤解を与える要素が多分にあるとい  
うように私は考えておるわけです。これは、助役に私は答弁を求めたいと思いま  
す。

○議長（小野隆雄君） 今、確認したいことがあります。先ほどの中井住民生活部  
長の答弁の中で、助役や前助役が入っているかどうかという質問の答弁で、現助  
役を含め5人というようにお聞きしましたが、今、前助役もというような質問な  
んですが、もう一度、前助役は含まれているんですか、どうですか。それははっ  
きりとお答えしていただきたいなと思いますけど。中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 申しわけないんですけども、今現在助役としてお  
いでになります芳村助役さんの関係につきましてはお答えをさせていただきました  
けれども、それ以外の方の分につきましては、ご遠慮をさせていただきたいと  
いうことでご了承をお願いしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今、総合福祉センターの整備計画の中で、私の土地が存在  
しとるということは事実でございます。

私は、これまで、やはり全体の奉仕者として、公共の利益、福祉のためには率  
先して協力をしなければならないという認識のもとに、この職務の遂行をしてき  
たわけでございます。先ほども野呂議員が言ってくださった門前整備のときでも  
、泣き泣きやはり協力はしているわけです。そういう立場に私があるわけござ  
いまして、そこらを理解してほしいと思います。

本施設が、ただいま申し上げました私の持っている土地のエリアの中に計画さ  
れた以上、どのような理由があっても協力を拒否するということは許されないの  
ではないかと思えます。仮に私が協力を拒否するならば、助役としての不評が世  
間一般に伝わっていくのではないかと、助役が公共事業に協力しなかったとい  
うことが必ず伝わってくるだろう、このように思います。また、私ではなしに、こ  
ういう公の職員としていた者が、公共事業にこれからも多く協力をする場合が生  
じてくるのではないかと、私は思うわけでございます。

野呂議員は、先ほども言われてますように、やはり他人に嫌疑をかけられるような行為というのは望ましくないと、そういうことを言われておるわけでございます。当然であろうと、このように思います。野呂議員は、先般政治倫理条例の中で言われました事柄の中に、李下に冠を正さずということがございました。私は、そのとおりであって、そのようないろいろな住民に対して嫌疑のかけられるような、また疑われるようなことはするべきではないと。そういうことから、倫理の保持に一層の努力をしていくと、町長の命を受けながら一層の努力をしていくということを伝えたわけでございます。

今回の場合、私があのお今現在計画をされておる場所に、私がそこをエリアとして含めよと言うたもんじゃないわけでございまして、全体の意見の中で整備検討委員会が選定条件として言われました4項目の中が、あの場所が一番適するということでの判断であの場所を町としては設定したと。非常に私は苦しい面があったわけでございます。町長にもその話をしております。

そういうことで、私があ場所を決定したんじゃないしに、全体的な地権者の方々の了承を得る中であそこを予定地として決定したということでございます。私がある部分で反対すれば、先ほど申しましたような、助役の不評が世間一般に渡るのではないかと、このように思うわけでございます。憲法にも決められておりますように、やはり正当保障の下にこれを公共のために用いることができるということがございますから、当然私としては、正当な単価の中で、条件としての交渉を進めるべきことはできると思うんです。

私は、あくまでも借地ということは言っておりません。私外の所有者の方々がそういう話をされている。私は、買収に応じよと町がおっしゃるならば、応じさせていただきます。どんな理由があっても、私的にいろいろな問題があっても、私は買収に応じさせていただきます。それが町の職員としての義務であろうし、公共の福祉に対する役目であろうと、このように思うわけでございますので、野呂議員のおっしゃることは我々もよくわかりながら、こうしたことが、やはり職員として町民に嫌疑をかけられるようなことはこれからはしない。言われてきても、十分答えられるように公開をしながら進めてまいりたい、このように思っておるわけでございますので、ご理解願いたいと思います。

そういうことで、野呂議員の見解と違った形の答弁かもわかりませんが、現時点としては、やはり他の地権者もございまして。そういう中でのいきさつを見てまいりたいと、このように考えております。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 今の答弁を聞いたわけですがけれども、私はそれは率直に言って、助役としては苦しい答弁やなというように、町民としては聞かざるを得ないのではないかという気がするわけですね。なぜなら、1つは、いわゆる助役は、他人に疑われるようなことはすべきでないと、李下に冠をかぶらず、これは絶対にそのとおり、そういう決意ですね。これは最もなことでもあります。

その次に、用地の決定については、私がそこを含めると言ったわけではない。それはあったら、絶対これはいけないことですね。非常に苦しい面があったということですね。これは、全体的な計画の中で私の土地がその区域に含まれたということを示しているわけでありましてけれども、さらに結局借地ということは決めてない、買い取るということであれば、買収に応じるということですね。

私は、こういうことを助役から聞きましても、なおかつ疑問が解けないということなんです。これはうわさでありますけれども、前助役も入っている、現助役も入っていると。5人の中で2名の町幹部であり、もと幹部であったと、ナンバー2であった。それらの人が、いわゆる用地選択の場合にそれが入っているということになると、どうしても頭をかしげざるを得ないと。5分の2ですよ。5人のうちの2人。何かの工作がされたのではないかと、ほかに一体土地なかったんかと。そう考えて私は当然だと思えます。そして、しかも今日では、これだけの土地が下落する中で、土地をぜひとも買ってもらいたいと、売りたいという人は、声たくさん聞くわけですね。何とか売ってもらわれへんかと、買うてくれるところないかというような声ですよ。しかも、南のほうの調整区域、しかも町民全体から見れば、こんな北の、私らから言えばおかしなところへ決めるよりも、もっと町民全体が利用できるという声が強いです。しかも、町は全力を挙げて道路をつくっていると。もう間もなくできるという法隆寺線、幅が広いですよ。車は、今の道路とはけた違いですよ。どこから来るにも便利ですよ。服部道から来るにも国道から来るにも、便利なんです。そういうところへ向いて用地を求めないで、よりによって役場に近いからとか、いろんな理屈はつけているけど、その理屈は一つも町民には私は理解されない理屈やというように思うんですね。不信に思うと。

だから、そういうことを、助役さんはもう一回私は、あなたが考えているようないわゆる説明で町民が納得するかどうか。これはずっと続くことです。あなたの一生の名誉にかかわることでもありますし、しかも町民の利用する施設として、果たしてあの位置が、未来永劫総合福祉センターとして全町民が利用する施設ですからね、そういう選定として過ちがないかどうか。このことを私はやっ

ぱりきちっと見極めていただきたいと、その責任はあなたに私は一番あるというように考えておるわけです。今答弁できなかつたら結構でございますけれども、私はしばらく時間をかけて、やっぱり十分考えていただきたいということが、私のこれは願いであります。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、野呂議員のご指摘ですけれども、ただやっぱり一番私が悩んだというのか、職員もいろいろと苦勞をしたのは、やっぱりこの検討委員会でかなりの論議を尽くされておるんです。そして、野呂議員さんは、南でもどこでもという話がありますけれども、一応枠が公共ゾーンとしての役場の周辺ということが定まっておるんですよ。助役の土地がいいのか悪いのかそれは別にしたって、私はそこまでおっしゃるんだったら、何も南の土地がどうかと言ったって、私が一番悩んだのは、やっぱり藤ノ木古墳ですよ。あの土地はやっぱり2年、3年かかったんですよ。通うても通うてもあの方は絶対売らんとするんですよ。言う中で最終にうちの職員に、何とかあなた、それもまあ言うたら水道の職員でございますけれども、それだけの方が、最後はこんな決断をいただいたんですよ。私は何も、公共ゾーンというのは、仮に検討委員会で南のほうに決まっていたら、それは南のほうに探しますやんか。

だから、そこらのことも十分踏まえて、場所がどうかということは別として、私はまた助役さんの答弁をいただきますけれども、今野呂議員のご指摘のように、やっぱり議会からも何人かはその検討委員会に出ておられるんです。だから、そういうことは私は1つの一定の区域ということを決めているから、一応最初には保健センターのある横のところで何とかならないかということで職員は一生懸命努力をしたけれども、しかしこれ以上は来ていただいても何も言うことはないということで、それからまた別の場所をやっぱり自分らとしては探さないかということで努力をしたということの経過だけをひとつ十二分お考えいただきたい。どの場所でもいいということではないと私は思ってます。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） いろいろ言うけどもね、南へ少々持っていっても、役場にはそんな近いわけですよ。これ以上もう言いません。次に移ります。

小城町政は4期16年間を終え、さらに町長は5期目出馬を表明いたしました。当町ではかつてない長期政権を目指すわけですが、そこで伺います。

1つは、4期16年を終えてし残して、さらに4年間でぜひこのことをしたいと考えている案件は何か、伺いたいと思います。

2番目は、高齢化、少子化はもちろん、長期不況でリストラによる劣悪な労働条件、長時間労働、首切り、倒産で健康・医療・福祉、生きていく上での不安に対して、どう公約し対処する考えか、伺いたいと思います。

3つ目は、4期16年間の行財政運営上、みずから反省すべき点があるとするならば何か、伺いたいと思います。

4つ目は、町長はいかるが市構想を打ち出しているわけですが、合併の問題点をどのような点と考えているのか、また生駒郡の他の町長は賛意を表しているのか、伺いたいと思います。簡潔で結構でございますので。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 簡潔でありますけれども、長期政権とかいろいろな関係等言われる中で、私はやっぱり1期1期、これは4年ごとに洗礼を受けるわけでございまして、私はその都度いろいろな方々ともご相談申し上げて、何も私は今新たに5期目ということでございますけれども、やっぱり昭和60年（1985年）の出馬から、その次の平成2年にも洗礼を受けてきたわけでございますし、長期政権というよりも、まさにいろいろなことをしていこうという中で、今までの斑鳩町で一番大きな問題やった都市基盤のおくれ、この問題についても、私は昭和62年（1987年）に、まさに町議会諸手を挙げて都市基盤のおくれを取り戻すために特別委員会を編成いただいたことも記憶にございますし、それからやはり努力をしていく中で、いかるがパークウェイという、今国土交通省ですけども、近畿地建へ、議員の皆様と当時の橋本局長に1時間余り議論を申し上げてきた中で、非常にいかるがパークウェイという名称等がついてきた。あるいはまた、そういう点については、今400メートルの関係、あるいはまた三室地域では、その沿線のかかっていく部分については、皆さん方は協力していこうという中で、買い取り要望等が出てまいっております。こういうことについても、やっぱり10何年間かかってきたわけでございますし、私はやっぱり1日1日を大切に、そしてやっぱり町民が幸せになるような行政を進めていくことが一番大事であろう。そういうことで来ておるわけでございまして、5期目につきましても、新たな気持ちで再度出馬をしていくという気持ちで取り上げていきたいと考えております。

そして、2番目の高齢化、少子化の関係でございまして、昨今の社会情勢、取りわけ長引く不況については、マスコミ等でも報道がありますように、目を覆うものがあります。私は、今、現実に関することについては、この年末、あるいは年が明けて非常に大きな日本の波が来るんじゃないか。それはもっと厳しいも



のが来ようと思います。あれだけのやっぱりバブルが私をはじけた中で、あのバブルのときには、やっぱり日本の政府が、国が、2つぐらいできるような予算等があったわけです。それがいつの間にか全くない。大阪府にいたしましても、まだ剰余金はあったものの、今現在では5,000億円ぐらいの借金を抱えてきているということですのでございますから、異常な時代だと私は深刻に受けとめています。

まさに、我々の年代の方々が、すべて、かわいそうにリストラに遭っているというような現状でございますし、そういうことを踏まえる中で、やはり一日も早くこの雇用対策、あるいはまたそういういろんな問題等を政府が打ち出して、今我々の市町村が抱えているいろんな問題等についても、やっぱり真剣に議論をしていく。地方分権規制法の関係についても、我々地方分権がどうあるべきかということも国が考えていただかなかつたら、ただ財政がないから切っていくんだ切っていくんだということでは、これはまた市町村は、都道府県はいけない。そういうことも踏まえる中で、私はなお一層厳しい中でございますけれども、やはり斑鳩町の皆さん方の幸せと健康を願う中で努力をしてまいりたい。

時間が来ましたから終わります。

○議長（小野隆雄君） 以上で、7番、野呂議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。あすも引き続き一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午後2時53分 散会）